

総務委員会会議録

平成28年12月15日(木)

(開 会) 10:05

(閉 会) 17:39

【 案 件 】

1. 議案第159号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))
2. 議案第125号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
3. 議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
4. 議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
5. 議案第150号 財産の譲渡(幸袋西町集会所建物)
6. 議案第160号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)
7. 議案第161号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
8. 議案第162号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)
9. 議案第163号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
10. 議案第164号 平成28年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
11. 議案第165号 平成28年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
12. 議案第166号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
13. 議案第167号 平成28年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
14. 議案第168号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)
15. 議案第169号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
16. 議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
17. 議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
18. 議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
19. 請願第10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願
20. 入札制度について

【 所管事務調査 】

1. 市有財産の管理について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組状況について (地域連携都市政策室)
2. 「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況について (総合政策課)
3. 平成28年度職員採用試験の実施状況について (人事課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

案件が前後しますが、「請願第10号「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けたのちに審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定しました。

「議案第159号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))」

を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案第159号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。

平成28年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

この専決処分につきましては、去る9月12日及び9月18日の大雨による災害のため、その災害復旧に要する経費を補正するものでございます。配布いたしております補正予算資料、10月3日専決と記載している分によりご説明いたします。

1ページをお願いします。今回の専決処分による補正につきましては、一般会計で2881万1千円を追加いたしております。

2ページをお願いします。今回の補正の概要について、ご説明させていただきます。

歳入では、災害復旧費等に係る財源をそれぞれ計上しております。対象事業に係る国庫支出金は、河川災害復旧費負担金で600万3千円を追加し、同じく各災害復旧事業に係る市債1040万円を計上しております。残る一般財源不足分として財政調整基金1240万8千円を繰入れ、財源調整をしております。

次に、歳出についてご説明いたします。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しております。道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区の平原1号線など5カ所の災害復旧に係る経費660万円を計上しております。河川災害復旧費では、飯塚地区の古野川、穂波地区の舍利蔵川の災害復旧に係る経費1035万円を計上しております。都市施設災害復旧費では、飯塚地区の市民公園など3カ所の災害復旧に係る経費510万円を計上しております。農業施設災害復旧費では、庄内地区の入水の農道、穂波地区の太郎丸のため池に係る災害復旧に係る経費284万8千円を計上しております。その他公共及び公用施設災害復旧費では、筑穂地区の平塚の公民館敷、穎田地区の勢田の法面の災害復旧に係る経費391万3千円を計上しております。

今回の災害につきましては、予備費等で緊急に対応した分と合せまして、飯塚地区13カ所、穂波地区2カ所、筑穂地区1カ所、庄内地区1カ所、穎田地区1カ所、合計18カ所となっております。

繰越明許費につきましては、河川各所災害復旧工事について、年度内の事業完了が見込めないため設定するものでございます。

3ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

災害復旧ということなんですけれども、2ページに国庫支出金、国庫負担金がありますけれども、県の負担金というのは計上がないようなんですけれども、これはどういう事情でしょうか。

○財政課長

今回の災害については、県の支出金というか補助に該当するものがございませんでした。

○川上委員

それは、事業として県に相談したけれども不採択となったとかということなのか、それともそもそも市のほうで該当がないということでお尋ねします。

○財政課長

今回の災害については、県の補助の該当になるもの、制度としてそういうものがなかったと

いうこととなります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第159号 専決処分の承認（平成28年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」の概要についてご説明いたします。別に配布いたしております補正予算資料、先ほどの10月3日専決と書いていない分ですね、をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で、先ほどご承認いただきました10月3日専決後の予算額に、2266万9千円を減額いたしまして、補正後の予算総額を727億2352万6千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。市税につきましては、異動調定・前期実績をもとに個人市民税、法人市民税が増額、設備投資等の影響により固定資産税が増額、市たばこ税が当初見込みより減額となったことなどにより、総額で2億1437万3千円を増額しております。譲与税及び交付金の地方消費税及び社会保障財源交付金は、地方財政計画等の見込みにより、総額で4億5706万6千円を減額しております。地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により2億983万7千円を増額しております。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は267万8千円の減となっております。国庫支出金につきましては、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上しております。

3ページをお願いいたします。3ページの中ほどから4ページにかけては、県支出金につきましても、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上しております。

4ページをお願いいたします。財産収入につきましては、主に基金の運用収入を増額しております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を8億198万1千円減額しております。繰越金につきましては、前年度繰越金を6億1607万6千円追加いたしております。主な要因といたしましては、国の経済対策交付金等により前年度決算上の剰余金が大きくなったものでございます。市債につきましては、今回計上しております起債対象事業費の増減等に伴う補正額を計上しております。市債の最後、歳出の直前に記載いたしております、普通交付税から赤字地方債への振り替え分であります臨時財政対策債につきましては、額の確定により減額しております。

5ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者の増などにより、表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから13人減少しており、任期付職員・再任用職員の未採用、その他の増減要因と併せて一般・特別会計

の合計で1億1407万1千円を減額しております。

総務費、人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、国の補正予算により実施される県補助事業が採択されますことから、平成29年度計画事業の一部前倒しとして県補助4分の3を活用しまして、立岩会館の生活改善室改修工事を行う経費を計上するものです。

諸費のその他の諸費では、空き家対策事業において、老朽危険家屋解体補助金の申請が今後ふえる見込みであることから、増額するものです。

民生費、高齢者福祉費の高齢者福祉施設等整備補助事業費では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備について、申請事業所が1事業所見込みよりも減ったため、施設整備に係る補助金を減額するものです。また、地域包括支援センターの受託事業所で介護サービス提供体制の整備を要する事業について県との協議が整いましたので当該事業の補助金を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。障がい者福祉費の障がい者福祉事業費では、障がい児通所支援事業費において、児童発達支援給付及び放課後等デイサービス給付の件数の増により増額をしております。同様に、障がい者自立支援費の障がい者自立支援給付事業費においても、介護給付及び訓練等給付件数の増により給付費の増額をしております。

臨時福祉給付金給付費では、経済対策臨時福祉給付金の関連経費を計上しております。今回の経済対策臨時福祉給付金は、課税扶養親族及び生活保護者を除く市民税均等割非課税者に対し、一人あたり1万5千円が支給されるもので、対象者を3万2千人と見込んでおります。

児童措置費の私立保育所等保育措置費では、市内及び市外私立保育所施設整備型給付費、私立認定保育施設型給付費をいずれも入所見込み数の減により減額するものです。

保育所費の職員給与費では、臨時職員であります保育士が当初の見込み数より減となることから減額するものです。

7ページをお願いいたします。農林水産業費、農業土木費の各所新設改良事業費では、平成29年度事業として筑穂元吉の小井手井堰改修を行う予定としていますが、井堰の設置に期間を要することから、実施設計を事前に行うため計上するものでございます。

県営農業生産基盤整備事業費では、浸水対策事業として鯉田井手ノ上用排水路改良事業を県営事業として行うこととして、負担金を計上しておりましたが、費用対効果の面で事業性が低いとの判断から、本事業計画が廃止となったため減額するものです。なお、当該地域の浸水対策事業については、当初計画に振り戻して実施していく予定としております。

商工費、商工業振興費の商工業振興事業費では、地方創生人材育成・定着促進事業として、中学生から大学生を対象とした最先端IoTを学ぶキャンプを通して地域リーダーとなれる人材を育成し、その人材育成事業等で確保される人材を武器にIoT企業の誘致活動を実施するための経費を計上しております。

土木費、土木総務費のその他の土木総務費では、大規模建築物耐震改修促進事業として麻生飯塚病院の耐震補強工事に対する改修補助金を計上しておりましたが、設計が終わっておらず、今年度中の執行が見込めないため減額するものです。

道路橋りょう新設改良費の立岩・上三緒線歩道新設事業では、地権者との協議に時間を要し、今年度中の執行が見込めないため減額するものです。

街路事業費の国県道整備事業費では、県道新飯塚潤野線整備事業において県事業の進捗が見込めないため減額するものです。

8ページをお願いいたします。下水道費、浸水対策事業費では、鯉田の浦田第一雨水幹線整備事業において、地権者との協議に時間を要し、今年度中の執行が見込めないため減額するものです。

消防費、災害対策費の防災事業費では、防災行政無線（同報系）の整備において、当初では、

工事費での更新を計画していましたが、事業実施に向け調査設計を行い精査した結果、親局のシステム改修が主要であり、業務委託実施とするよう見直しをしたため、減額するものです。

次に、河川監視カメラ整備事業費ですが、飯塚地区に設置しています9台の河川監視カメラシステムについては、平成16年度に設置・運用を開始したものが大半で、故障対応修繕部品の調達が難しいため、クラウド方式に変更し更新するための経費を計上しています。

教育費、小学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業費及びその3つ下になりますが中学校費同じくにおきましては、引越し時期が平成28年度から平成29年度と変更になったため、校用備品費、教材備品費などを減額するものです。

繰越明許費の補正は、「立岩会館改修工事」以下6件につきまして、年度内の完了が見込めないため追加いたしております。また、「防災行政無線（同報系）設備更新工事」につきましては、委託料へ変更するため廃止いたしております。

債務負担行為の補正は、「街なか循環バス運行业務委託料」以下5件につきまして、契約等に伴い、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。また、「路線価格評定委託料」以下2件につきましては、契約の確定により限度額の変更を行うものでございます。

15ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書の4ページ、第1表に歳入歳出予算補正があります。今回の補正については、歳入については全体として市税が2億1437万円余増となり、加えて、繰越金が6億1607万円余の増があり、これとのかかわりで財政調整基金の繰入金が8億891万円余、減となったというように、大きく見ることができると思いますが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○財政課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで質問ですけれども、繰越金について、補正前3億円であったものが2倍になるということになるとるわけですね、現状で。これについては、要因、それからどう見ているのかお尋ねしたいと思います。

○財政課長

説明の中でも少し触れましたけれども、近年、経済対策関連の交付金がありまして、その分がまずある。それから、大型事業を行って関係で執行残が生じている。そういったことで繰越金が出てるということでございます。

○川上委員

そもそも繰越金の見込みが過度に低かったのではないかと思いますけど、その辺についてはどうでしょう。

○財政課長

過度に低かったということでございますけども、この3億円というのは見積もりというよりも、過去の経緯から置いている数字でございますけども、かなり、この繰越金をいくらにするというのは非常に見積もりが難しいわけでございますので、今言いましたように、事業の繰り越しかかそういった形で、それから、入札の残だとか、執行残の形でかなり残ってまいりますので、非常にこの数字を幾らとするのは非常に難しゅうございまして、当初に3億円という数字で置かしていただいているということでございます。

○川上委員

大型事業があり、その執行残というのはわかりますけれども、交付金についてのところをもう少し説明してもらえますか。

○財政課長

交付金につきましては、ここ数年、平成27年、26年、25年とさかのぼりまして、国の消費税の関連あるいは景気対策ということで、経済対策が打たれまして、臨時の交付金も含めてですけども、いろんな形で経済対策が打たれております。1つはプレミアム商品券であるとか、グルメの商品券であるとか、あるいは、企業誘致の関係の補助金であるとか、そういうものに充てたりしております。かなり、ここ今言いましたように25年、26年、27年にわたって、経済対策関連の交付金が生じてるということでございます。

○川上委員

わかりました。それで、この市税の増額補正についてなんですけれども、個人市民税の調定見込みの増となっておりますけども、この要因についてはどのように考えてありますか。

○税務課長

市民税の個人につきましては、当初見込みの所得額がふえたことにより、所得割の額がふえたことによって税額が伸びております。

○川上委員

その見込みより多かったことについてどのようにお考えか、お尋ねします。

○税務課長

これにつきましては、個人、法人とも同じ考えですけど、緩やかではあるんですが、景気が回復してきていることに起因しているのではないかというふうに思っております。

○川上委員

それ以上の分析というか、検討は特にはないですか。

○税務課長

それ以外には特にはしておりません。

○川上委員

この予算資料のほうで、特別徴収分増と書いてますね。これが大きいですね。これは、この大きい特別徴収分増というのは、何のことですか。

○税務課長

特に特別徴収に関しましては、納税義務者が若干減ったにもかかわらず、特別徴収義務者の所得がそれ以上にふえたことによって、所得割額がふえて税額がふえたということになっております。

○川上委員

景気の回復、緩やかな回復とか言われましたけども、そういうのは背景にあるのかもしれませんが、皆さんの徴税対策が強力になったという意味を示してるのではないんですか。

○税務課長

収納率に関しましては、昨年度、本年度ともほぼ同率となっておりますので、徴収効果、本当は徴収効果があるほうがよろしいんですけど、目に見えて徴収効果が上がったということではありませんので、ただ単に所得額、それぞれ個人の所得額がふえたことに起因するものというふうに考えております。

○川上委員

それでは、固定資産税、設備投資増による増ということなんですけども、その評価、具体的にどういった感じなのかお尋ねします。

○税務課長

固定資産の償却資産に関しましても、これも市民税と同様にやはり景気の関係が起因していると思われます設備投資額がふえたことにより、償却資産、それと、太陽光発電設備について、

当初、基準日以降に開設されると見込んでおりましたが、その前に開設されたことによって税収がふえたものもごございます。

○川上委員

その太陽光発電関係で増になったというのはどのくらいの比率を占めると思われますか。

○税務課長

償却資産でふえた分が約6800万円ほどあるんですが、そのうちの4700万円程度が太陽光、メガソーラーと言われる部分でございまして。

○川上委員

あまり大きくはないということですね。続けていいですか。

8ページに第2表、繰越明許補正が入っています。それで、この立岩会館改修工事について計上があるんですけども、説明をお願いします。

○人権同和政策課長

立岩会館改修工事につきましては、今回の、平成28年度補正予算において国の補助金がつかますことから、平成29年度に予定した分を計上しております。採択が来年度になりますので、年度内の工事完了は見込まれないために上げさせていただいております。

○川上委員

立岩会館の改修工事、どういった工事するんですか。

○人権同和政策課長

調理実習台の取り替え、配管等給排水工事、エアコン設置などを予定しております。

○川上委員

私は、立岩会館の一部に小規模な保育所機能を持つようにしたらどうかという提案をしたことがありますけれども、そういう内容が反映しているんですかね、この中には。

○人権同和政策課長

入っておりません。

○川上委員

調理だとか言われたんだけど、なぜ調理とかの改修が必要なんですか。

○人権同和政策課長

料理の実習等やってまして、調理台等が老朽化してガス漏れ等の危険がございまして、その分の改修を予定しております。

○川上委員

どのくらい老朽化してて、ガス漏れの危険というのはどういうことなんですか。きちんと検査もしてきただろうし、危なくないようになってるはずなんだけど、ガス漏れの事故とか発生したことがあるんですか。

○人権同和政策課長

事故等は発生しておりませんが、建設当初からの施設となっておりますので、そういう補修が必要と思われましたので上げております。

○川上委員

もう少しね、この改修工事が必要だという、そうだなと思うような説明はできませんかね。

○人権同和政策課長

昭和57年に建設しておりますので、年次的に計画して改修工事を上げております。

○川上委員

これは、何年でガス台とかを更新するというふうには決まってるんですか。それとも、見て、もうそろそろだなというふうになったんですか。というのは他にもそういうところ幾つもあるはずなんです。理由があって、立岩会館のこのガス台ということになってるわけでしょう。そのところがもう少しお聞きしたいわけです。

○人権同和政策課長

ガス台の耐用年数等あると思いますけど、この分については建設当初からですので、耐用年数が過ぎていくということで計上しております。

○川上委員

何の耐用年限が過ぎてるんですか。ガス台ですか。耐用年限何年で、いつ耐用年限を超えていたんですか、そしたら。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:35

再開 10:36

委員会を再開します。

○人権同和政策課長

昭和57年建設当初から経過しておりますので、年次的に設備等の更新の時期が来ておりますので、年次計画で計画をしております。

○川上委員

じゃあ今度、別の機会にその年次計画を示してもらいたいと思います。

次に、この経済対策臨時福祉給付金給付事業、5億1893万円余が計上されていますけども、予算資料にも書いてあるんですけども、この目的はどうなっているのか。それから、この額はどのように決定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

臨時福祉給付金につきましては、10月20日に厚生労働省社会援護局長からの通知がございまして、その中で支給については、目的ですね、これにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によりまして、経済対策を目的といたしておるものです。これにつきましては、一人当たり1万5千円というふうな形で金額が定められておりまして、これをもって支給をするものでございます。支給の対象となる者につきましては、別途、平成28年度の臨時福祉給付金支給要領が定められてございまして、この中に28年度の臨時福祉給付金の支給対象者及び28年度臨時福祉給付金を支給しない者を除き、28年度臨時福祉金支給要領の部分に該当する施設等に入所する児童等の取り扱い、あるいは配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者の取り扱い、及び虐待により施設等に入所措置等がとられている障がい者及び高齢者の取り扱いの概要を受ける者を含むと、こういったものを対象として支給するというふうな形になります。支給対象者一人につき1万5千円ということでございます。

○川上委員

目的については、消費税増税というから10%でしょう。その国民に対する痛手を緩和したいと、それによって個人消費につながるようにと。それが経済対策につながるでしょうという趣旨ですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。消費税率の引き上げに際し、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うために創設された臨時福祉給付金ということでございます。

○川上委員

消費税の10%の引き上げによって、ここは非課税とかなってるんだけど、低所得者の方でも、年間、相当な額の消費税負担はふえるわけですよ。それで、私がさっき聞いたのは、結局1万5千円掛ける人数分ってことでしょうか。この1万5千円というのは何で決まったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

平成29年4月から平成31年9月までの2年半ということで、これを、年額6千円という

ふうなことで、設定してまして、都合2年半の臨時福祉給付金の支給ということで、都合1万5千円というふうな設定がなされております。

○川上委員

低所得者に対して年間6千円、福祉金を出すから、消費税の増税、10%増税はこらえてくれという、国の考え方なんです。対象者の中から、生活保護受給者は除くということになっていますね。これはどうしてですか。

○社会・障がい者福祉課長

この臨時福祉給付金の法の定めにおきまして、その要領の中では、この生活保護制度の被保護者につきましては、支給の中で、それが対応がなされておると、含まれておるという観点から、この取り扱いとして、支給しないというふうに定めてございます。

○川上委員

ということは、既に生活保護費の中に消費税の10%への増税対応分を入れているということなんです。

○社会・障がい者福祉課長

既にということではなくて、そもそもの制度の中に生活にかかる費用として、その部分が含まれておるので、今後もそのような制度上の流れになるかというふうな観点から、今回の臨時福祉給付金につきましては、その部分を除くという取り扱いとなっております。

○川上委員

国が言い張っているということなんでしょうけれども、非常にわかりにくいですね。生活保護全体として、扶助費は減額になっているわけですよ。消費税は、生活保護を受けていても、払わなくてはならないわけでしょう。そういう意味では、国の制度そのものの中に、大きな矛盾があるというふうに考えています。私は、そうであれば、この間、同主旨の臨時給付金の給付事業があっただけけれども、生活保護受給世帯は、一貫して対象外にされていますよ。これ福祉というわけですからね。そうであれば、国がきちんと対応しないのであれば、市として、合併のときに廃止した福祉見舞金という制度がありますけれども、この復活についても、私は、国が対応しないのであれば、市が生活補給金として、十分行革やってきたわけだから、財政危機宣言も解除したわけでしょう。中においては、国の福祉の制度からこのような形で外されるのであれば、本市が、今言った、福祉見舞金についての復活もね、検討してしかるべきだったと思いますけれども、そのようなことは検討しましたか。

○保護課長

見舞金の件でございます。その件につきましては、生活保護の関係する民主団体とも、お話し合いを何度かさせていただいております。その中で、今の財政状況では、大変厳しいということでご理解をいただいているところでございます。

○川上委員

お金があれば出すべきだという答弁ですか。

○保護課長

そういう状況ではございませんけれども、他市の動向等も鑑みたく、現在、見舞金の支給については非常に厳しいということで、ご理解をいただいているところでございます。

○川上委員

検討したという答弁ですよ、今の答弁はね。そしたら、私はルールが、筋道は先ほど言ったとおりではないかと。それについては否定がなかったんですよ。同じ考え方で検討したのかなと思うんだけど。やはり、今の答弁では、ルールはわかる、筋道もわかるけれども、お金がないから、他都市も含めて見てみると、お金がないのでやっていないんだと。本市としても、やるのは厳しいという、筋道はわかるけれども、お金がないという答弁なんですか。

○保護課長

この見舞金につきましては、平成18年の合併当初のときに、合併した他の町とも協議した上で、見舞金の廃止をしております。その上で、一度廃止となっておりますので、また再度、改めた協議が必要となっていこうかと思っておりますので、現在のところは、再開ができないということでご理解をいただいているところでございます。

○川上委員

予算審査からあまり外れていくと、具合が悪いと思えますけれど。飯塚市は2市8町で、協議していたものが途中で破綻して、1市4町で出発したわけですね。そのときに、合併協定については、ABC、いろいろランク付けで、スタートしたんだけど、3つしかない、合併協定A項目についても、あなた方は見直しているくらいですよ。3つのうちの1つは、隣にできかかってるじゃないですか。新庁舎を建てるときは、穂波地内とすると決めてたでしょう。私は、建て替えるのであればその約束は守るべきだと思うけれども、皆さんはそうしなかったわけですよ。で、見直した。それくらいのあなた方が、10年前の福祉見舞金の廃止について、行革だということで、財政危機宣言をしないといけないくらいの行革が必要だということで、廃止したんですよ、あなた方は。でも、今先ほど言ったように、財政危機宣言は既に解消して久しいわけですよ。現実には、貯金もたまっている。借金返しはこれからしばらくピークを迎えるけれど、減っていくというふうになっているわけでしょう。そして、国が先ほど言ったような筋道で消費税は上げる。わずかな額、年額6千円くらいで、こらえてもらおうという姑息な手だてを打っているんだけど、もらわないよりはいいですよ。しかし、最も所得が低い層にいる人たちの中で、生活保護受給所帯については、受給者については、いろいろ理由をつけて、国は出さないと言うのであれば、住民の福祉の増進、暮らしを守るとりでは自治体ですから、市が出してもおかしくないよということなんですよ。それで、そのルールは通るんでしょから、あとはお金ということになるのであれば、ぜひ財源について検討してもらいたいというふうに思うんです。

それから、同じく8ページ、2表繰越明許費の補正なんですけれども、廃止について、防災行政無線（同報系）設備更新工事、1億3608万円ということになっておりますけれども、この廃止理由をお尋ねします。

○防災安全課長

この防災行政無線は、庄内地区の設備の防災行政無線の同報系の整備事業でありまして、当初予算では工事費として計上しておりましたけども、今年度、調査設計を行った結果、親局のシステム改修が主要であり、役務での業務執行が妥当という判断に基づき、ここの設備更新工事を廃止しまして、その上段の設備更新業務委託料で繰越明許としてあげさせてもらっております。

○川上委員

予算計上の段階との関係で、何が変わったんですか。

○防災安全課長

当初予算の計上時には、工事、ここの業務を、庄内地区以外はデジタル化になっておりますけれども、デジタル化をするというところで、工事費として関係課と協議しまして、工事費で計上しておりましたけども、調査設計の中で、現在、庄内地区以外のところの親局とのシステム改修のほうが子局を建てる工事よりも、そちらの改修のほうが主流ということで役務での業務執行ということで、調査設計の結果、工事内容から役務での業務ということで、今回補正をお願いしております。

○川上委員

ちょっとわかりにくいんですよ。調査設計の中で、変更することが適当だと判断したということなんですけれど、そのところ、もう少しわかりやすく、市民が聞いてわかりやすいように、答弁してもらえますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 56

再開 11 : 05

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

説明がまずくて、申しわけございませんでした。当初の予算の見積もりでは工事として計上しておりました。事業の内容は変わっていませんけども、調査設計の結果、親局のシステムの整備のほうの改修が全体事業の中での重要性があるというところで、役務費として計上いたしております。また、ここに計上しております金額的には1億3600万円ほどの工事費の減額と、新たに委託料として1億8300万円ほどあげておりますけども、全体事業としましては工事費が2億2680万円、ここに繰越明許としてあげておりますのは、前払金を除いたのみ計上しております、今回の役務費での予算のほうが減額とはなっております。

○川上委員

特定の民間業者に、庄内地区のこの仕事を長期に任せるという発想というふうに受けとめましたけど、そういう感じですかね。

○防災安全課長

全体的な整備を構築するというので、特定の業者ということは念頭に持っておりません。

○川上委員

予算書の10ページに第4表の地方債補正追加があります。人権啓発センター等整備事業費限度額560万円ということで、起債のほうもありますけども、どういうことをしようとしているのか、お尋ねをします。

○財政課長

10ページの地方債の補正で追加分ですけども、これにつきましては、今回補正であっております立岩会館の整備にかかわるものでございます。

○川上委員

立岩会館は人権啓発センターと呼んでるんですか。

○人権同和政策課長

立岩会館と呼んでます。

○財政課長

啓発センターというか、施設の個別の名称は立岩会館、あるいは筑穂の人権センターとか穂波の人権センターとありますけども、この起債の名称としては、それを総称しまして、人権啓発センター等というふうに、名称言っております。

○川上委員

私が間違ってますかね。人権啓発センターというのは、今おっしゃられた穂波、筑穂でしょ、で、立岩会館は同和会館というふうに条例上なってるんではなかったですか。

○人権同和政策課長

同和会館となっております。条例ではなってます。

○川上委員

そうすると、この「等」の中に入れたんですか。立岩会館というのは。

○財政課長

そのとおりでございます。「等」の中に含まれてるということでございます。

○川上委員

わかりました。立岩会館の改修のための借金ということで、ほかのものに使うわけではないということなんですね。

続けて、11ページに、地方債補正、借金補正の変更がありますけれども、この中でですね、小学校施設整備事業費それから中学校施設整備事業費の変更が出てるんですけども、これについて説明をお願いしていいですか。

○財政課長

11ページの市債の変更でございますけども、これにつきましては、今回の補正というよりも、精算等によるものでございます。

○川上委員

わかりました。次にですね、17ページ、13款の分担金及び負担金、2項負担金で公立保育所保護者負担金、それから、私立保育所保護者負担金のかなりの減額補正が出ています。予算資料でも若干説明があるんですけども、どうしてこのような減になっているのか、お尋ねをします。

○子育て支援課長

保育所入所児童の減によります負担金の減となっております。当初見込んでおりました1万923人の保育児童ですが、1万567人、356人の減であります。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:13

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけありません。当初予算時は、施設面積の入所可能数と他の部屋を利用した場合の児童数を計算して、マックスの入所児童数を公立の保育所では計算しておりました。それで、今回、4月からこっちですね、入った入所児童数が減っておりますので、減額というふうになっております。私立保育園も施設の面積で、マックスで入所児童数をみておりましたので、その分が4月1日から以降、減っておりますので、負担金が減っております。

○川上委員

公立で356人、私立で1087人、詰め込めば、それだけ入るでしょうという考えだったけど、そうならなかったということなんでしょう。それはどうしてかということでしょうね。だから数字がこうですよ、こうですよというのは書いてあるんだから見たらわかります。どうしてこうなったのかをお尋ねしてるわけです。質問の意味、わかりますか。

○子育て支援課長

4月当初、48人の未利用児童がございましたけども、保育士がもちろん確保できておれば、未利用児童も解消できましたし、その後に入所申請の子どもたちも保育士が確保できれば、入所できたというふうに考えております。原因は保育士確保ができなかったということに1つあると思います。

○川上委員

次にですね、この各ページに、各ページっていうのもおかしいんですけど。17ページでしょう、今のが。それから20ページについてお尋ねしましょう。20ページは、15款国庫支出金、1項国庫負担金ということで、中ほどにですね、子どものための教育・保育給付費負担金の1億1429万円余の減額補正があるわけですね。そして、次のページ、21ページは幼稚園費負担金というところで、子どものための教育・保育給付費負担金の増があり、その上に、私立幼稚園施設型給付費負担金の減額があるんですね。この3つの予算計上について説明をしてください。

○子育て支援課長

20ページですけども、子どものための教育・保育給付費負担金というのは、国から来ます

昔の運営費であります2分の1負担の負担金です。それが減額となっております。21ページですけども、これは私立幼稚園施設型給付金負担金です。科目が変わりましたので、子どものための教育・保育給付費負担金が12月補正であげましたので、今まで科目としてあげておりました私立幼稚園施設型給付費負担金というのを全額減額としております。科目が変わりましたので、その前の分は減額し、そして新しい科目の分で計上しているということになります。国の分はもうこの分で、子どものための教育・保育給付費負担金できておりましたので、この科目で減額となっております。

○川上委員

その科目が変わったというのはいつからですか。

○子育て支援課長

平成28年度の4月からです。

○川上委員

22ページの同じく国庫支出金、国庫補助金にかかわることで、児童福祉費補助金の最後に計上があります若菜児童館整備事業、交付率3分の2、5190万4千円とありますけれども、説明を求めます。

○子育て支援課長

若菜児童館整備事業費ですけども、もとは3分の1の交付率でしたけども、待機児童解消加速化プランにのりましたので、国が3分の2交付率となりましたので、増額として5190万4千円となっております。

○川上委員

これは3分の1がこの額ということですか。

○子育て支援課長

3分の1がこの増額分となっております。

○川上委員

ちょっと嫌なことを聞くかもしれませんが、ご承知のとおり100%落札、2者100%応札で、くじ引きということで、ここに何らかの不正があったということになると、これは事業費の返還対象になりますか。

○子育て支援課長

申しわけありません。今のところ返還については、協議しないといけないと思いますが、わかりません。

○川上委員

仮に不正があったとすれば、返還の対象になるかと聞いたんですよ。仮にあれば対象になるかと聞いたのに対して、わからないということはないと思いますけど。わかりませんか。

○総務部長

ちょっと手元に確たる資料というものが無いので、あれですけど、事業執行と契約に関する問題等は切り離して考えるべきで、事業執行が正当に行われれば、こういった補助金は交付されるというふうに考えております。

○川上委員

それはね、状況によると思います。「仮に」と言ったことがあるかどうか別としてね、「仮に」と言ったときのその「仮に」の状況によると思います。したがって、そういうことがあり得ると、可能性の問題としては、思うんですね。

それから、36ページですけども、22款市債、借金ですね、本庁舎建設事業債の減額補正が出ています。事情をお尋ねします。

○財政課長

現在、庁舎建設につきましては、工事しておりますけども、これにつきましては執行残でござ

ざいます。

○川上委員

少し飛びますけど、67ページに3款民生費、2項児童福祉費の保育所費の職員給与費の減額が出ています。先ほどの説明によると、ここに、臨時保育士の予算の減額補正との関係があるのかなと思うんですけども、その臨時保育士の予算減額について、説明を求めます。

○子育て支援課長

先ほども説明しましたが、保育所入所児童数の減によりまして、保育士も減員となっております。当初は臨時保育士、平均で約115名を雇用を予定しておりましたが、12月補正で、9月以降は平均で111名の臨時保育士に見込みを立てて変更しております。現在、89名の臨時保育士を雇用しております。

○川上委員

予算資料の6ページ、下のほうに、保育所費職員給与費とありますでしょう。67ページと書いて臨時職員雇用経費（保育士等）減6180万円余のかなりの減額なんだけど、これについて説明されたんですかね。予算が115人分で現状が111人、9月でとお聞きしたんですけど、最後の89人というのがちょっとよくわからなくて、この6180万円余の減額とどういう関係があるのか。説明が欲しいところです。

○委員長

答弁できますか。

暫時休憩します。

休憩 11:32

再開 11:35

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけありません。当初115名の保育士を、平均ですけども、1月115名の保育士を見込んで予算計上しておりましたが、4月から8月で執行残もありますし、そして9月からは月平均111名で、保育士を見込んで予算減額をしております。4名分ですけども、これは延べでいきますので、9、10、11、12、1、2、3月、7カ月分の4人分と社会保険料等となっております。

○委員長

現状は何人とか言ってたのは。現状89人と言ってたのは。111人は見込んでるけど、現状は89人ですよというのじゃなかった。今は89人について聞いてるんです。

○子育て支援課長

現状12月で、89名の臨時保育士を雇用しております。

○川上委員

当初予算で月115人の臨時保育士を予定し、確保していないので、111人で減額補正をしていると。しかし、現実には、12月は89人しかいないというお話なんです。ということは、臨時保育士が当初の予算からいけば、26人少ないわけでしょう、月で。115引く89だから。違いますか。ということは、逆に26人、正規の職員が確保できているということなんですか。

○子育て支援課長

平均で1月115名の保育士を見込んでおりましたので、今現在ではその数は89名というところです。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:37

再開 11:45

委員会を再開します。

川上委員、もう一回、質問してください。

○川上委員

ちょっと、整理しながら発言していいですか。当初予算で公立保育所の今の施設の状況、面積の状況から言って、可能な限り、基準内で緩和があるんでしょうけど、子どもたちを受け入れるためには、聞いたところ、正職員が94人、それから臨時職員が115人体制であれば、施設的なキャパシティーに応じた子どもたちを受け入れることができるということであつたけれども、現実的には臨時保育士が十分に、予定どおり確保できない状況の中で、相当下回っていたと思われるけども、せめて111人は確保したいということで、今回減額補正するけれども、111人分は確保するという減額補正の仕方をしたわけですね。それで、現在は実は89人しか臨時職員がいなくて大変困ってると。で、当初の予算で掲げた、115人の臨時保育士、確保できれば、キャパシティーいっぱいの子どものたちを確保できるわけですから、26人、89人と115人比べれば、26人が確保されれば、子どもたちの新たな入所が可能になるということなんですよね。そうするとね、その人数は今回の、補正後では22人になるでしょう。26人確保できれば、対応できる子どもの人数、受け入れることができる子どもの人数と22人で受け入れることができる子どもの人数と違うと思うんですけど、子どもの受け入れる人数を減らす予算になってるわけですね。115から111にするわけですから。ではあるんだけど、この22人が、減額補正後、確保できたとすれば、正臨時の比率構成を一応度外視して考えれば、何人ぐらいの子どもが入所可能になるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

22名の保育士が確保できれば単純にゼロ歳児だと約60名のゼロ歳児を入所可能にすることができます。

○川上委員

私はですね、そもそも正職員か臨時職員かということもあると思うんだけど、この段階で115から111に減額補正する意味が全くないと思うんです。受け入れ可能な子どもの人数を減らそうという補正ですよ、これは。ですから、おかしいなと思うんだけど、今必要なのは、保育士なんだけど、どうしてこういう臨時保育士が集まらない、確保できないという状況になってると考えてますか。

○子育て支援課長

潜在保育士さんがいない、いらっしゃるんでしょうけども、保育士のほうに復帰することができないっていう、その理由と思うんですけども、やはり処遇が低い、また保育士の働く環境が整備されてないというところ、そして年休とか休みが取れないというのが、一般的に言われている保育士が不足している理由だと考えます。

○川上委員

この26人が当初予算との関係で26人が確保できた場合はね、臨時保育士は89たす26だから、115人になるでしょう。それをあなた、最初から言ってるわけやから。正は94だから、あなた方の当初予算は最初から正規職員をそれほど上回る臨時保育士を確保しようとしたわけですよ。このままいけば、各園で大幅に逆転現象が起きていくわけですよ。臨時保育士が集まらない理由を今言われましたけど、そういうことですよ。だから市長は大体、何を言おうとしてるか、川上が、想像がつくと思いますけど、一般質問でも言ったとおり、6人募集かけて、正規職員の場合だったらですよ、公立で。そうすると、63人が応募してきたってわけでしょう。で、57人にわざわざ、齊藤市長の名前で採用しませんという通知を出してしまってるんですよ。で、現実には臨時保育士がキャパいっぱい、基準内で子どもたち受け入れようとすると26人が不足しているというわけです。57人不採用通知出してね、

26人保育士が足りないと嘆いてるわけですよ。で、6千万円の保育士の賃金カットの議案を予算計上を今回してるわけね。ちょっと変でしょう。ここは6千万の、人件費としては、保育士の人件費として6千万円の減額ではなくて、相当規模の保育士、正職員のためのね、年度途中からでも確保するための、相当規模の増額補正をするところだと思うんですよ。私はこの間、菰田をつくったらどうですかとかね、その間、民間の今、枝国保育所は仮施設でやってますけど、そこ1月で移転するらしいですから、臨時に借りることはできないのか、そういうことも知恵を出したらどうかといいましたけど、それによらなくても今の質疑の中で既存の公立保育所の中でも職員が26人いれば、ゼロ歳児の場合でも、60人程度は、いろんな事情があるからしゃくし定規にいかないと、机の上の計算のとおりいかないと思うけど、60人が計算上は受け入れ可能ってわけでしょ。施設探さなくてもいいじゃないかと、齊藤市長思うかもしれないけど、それはそれでやっぱりいるわけです。バランスがあるから。でも、問題は保育士というなら、減額補正じゃないでしょうと。一定規模の増額補正で正職員を緊急に募集すれば、ゼロ歳児で60人受け入れられるってすごいですよ。ちょっと予算を出し直したらどうかというふうに思いますし、要望もしたいと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:55

再開 13:00

委員会を再開いたします。

引き続き議案第125号の質疑を許します。

○川上委員

予算書の48ページ、2款総務費、1項総務管理費中の本庁舎建設費説明欄に新庁舎建設事業費の減額補正が出ております。2399万1千円、新庁舎ネットワーク構築委託料（債務負担行為分）ということなんですけれども、説明を求めます。

○情報化推進担当次長

新庁舎の今現在、ネットワークの工事をしてしておりますが、その契約確定に伴う執行残の整理でございます。

○川上委員

この間、聞いてきたことの委託料と思いますけれども、これによって、この減額補正によって、新庁舎建設事業にかかわる事業費は利息も入れるとどの程度になりますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:01

再開 13:01

委員会を再開します。

○川上委員

さかのぼりますけど、28ページに、県支出金ですね、県補助金という関係で説明欄に認可外保育施設運営等支援事業というのが減額になっておる、その科目が変わりましたということだったんだけど、この今言いました認可外保育施設運営等支援事業というのは何なのかですね、お尋ねします。

○子育て支援課長

子ども園に移行する幼稚園が長時間預かり保育をした場合の補助金であります。山内、白菊、伊岐須幼稚園が認定こども園のほうに移行されますので、そこで、その3園が長時間預かりをされる場合の補助金となっております。

○川上委員

先ほど言いました新庁舎にかかわる事業費全体について、答弁を求めます。

○総務課長

現在の時点で88億8600万円ほどになります。

○川上委員

利息を入れて、それだけですか。

○総務課長

利息は含まれてはおりません。

○委員長

利息をいれてのはわかりませんか。

○総務課長

申しわけありません。利息2%で106億円ほどになります。

○川上委員

大丈夫ですか。決算のときは110億円という答弁だったんですよ。にわかにはわからないということであれば、補正前で110億円ということに確認したままにしておきましょうか、どうですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:05

再開 13:05

委員会を再開します。

○総務課長

申しわけありませんでした。88億と償還利子を合わせまして、115億1712万6千円――。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:06

再開 13:08

委員会を再開します。

○川上委員

後でというか、すぐという意味でしょう。それで、今回12月定例会に補正予算書を提出に当たり、一般会計、予算資料が提出されてるんですよ。市債の状況表だとか基金状況表も出されていて、12月補正によって年度末どうなるのかという見通しをちゃんとつけてるわけです。これほど市民の関心事の新庁舎建設に当たり、12月補正後の総事業費、利息も含めてよくわからないというのはね、どういうことかなというふうに思うんですね。それですぐに答弁できるということのようですから、先に進んでおきたいと思えますけど、91ページの8款土木費、1項土木管理費、その他の土木総務費の中で、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金が5684万円、減額補正となっています。この事業について、まず説明を求めます。

○建築課長

この大規模建築物耐震補助金事業につきましては、飯塚市内に存在する大規模建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事を行う施設所有者に対して、その費用の23%に相当する額を補助するものになっております。

○川上委員

要緊急安全確認と言われたんですけども、どういったところが該当してるんですか。

○建築課長

要緊急安全建物につきましては、国、県等のほうより指定があった建物になっておりまして、

現在飯塚市内で2施設が、その該当となっております。

○川上委員

国、県が指定するわけですか。だとすれば、市内の2施設という施設名とそれから指定日、国と県と分かれるかどうかわかりませんが、指定日もあわせて答弁求めます。

○建築課長

大変申しわけございません。ちょっと指定日のほうのいつ指定というのは判断がつきませんが、施設名といたしましては、今、寿会館と飯塚病院ということになっております。

○川上委員

国と県は別々に指定するんですか。

○建築課長

こちらのほうは県からの通達で指定になっております。国のほうから恐らく県のほうに下りてきて、県からこちらのほうに入ってきたというふうに理解しております。

○川上委員

ということは、県からの通知を、あなた方は今もってないということですか。

○建築課長

今ちょっとこちらの手元には持ちあわせておりません。

○川上委員

指定しましたという通知が来るとどうということなるんですか、市としては。

○建築課長

耐震改修促進計画の促進法の改正が平成25年11月25日に行われております。その時点で要緊急安全建物ということでの要件に該当したということで、その建物の所有者のほうに対して、改善命令というか、是正の措置が行われております。そのものにつきまして、耐震改修の計画を立てられてその旨の補助金を受けるための手続きを市のほうを介して国、県のほうに手続きを行うというような流れになっております。

○川上委員

法改正が平成25年11月25日に行われて、その後国からこの2つの施設の所有者に改善命令がいったということですか。国からですか、県からですか。それからいつですか。

○委員長

川上委員にお願いいたします。これは減額補正で、来年度くらいにあがってくると思うんですよ、また。そのとき、予算のときに審議してもらったらいんじゃないでしょうか。今は、減額補正ですから、減額の理由とかそういうのであれば、こちらわかりますけど。その趣旨についてはもう予算が上がったときでいいんじゃないですか。

暫時休憩します。

休憩 13:17

再開 13:23

委員会を再開します。

○建築課長

失礼いたしました。先ほど答弁させていただきましたとおり、耐震改修促進法の改正が平成25年11月25日に施行されております。その後、該当している施設の所有者のほうに国または県のほうから、こういう形で該当しているという通知がそちらのほうにいつてるかと思えます。

○川上委員

その後、補助制度があつてということなんでしょうけど、飯塚市として、この額を予算計上するに至るまでの経過をお尋ねします。

○建築課長

予算の計上の上げ方といたしましては、施設の対象面積に補助限度額を掛け合わせて、それで、概算の予算として、予算組みを行ったものになっております。

○川上委員

それで、先ほど寿会館と飯塚病院、株式会社麻生飯塚病院ですね、に県から通知があったということなだけで、予算計上としては5684万円でしょう、市の。この額はどのように、大体これは寿会館ですか。麻生飯塚病院のことなんですか。それを確認した上で、この額の内容に、面積はどれだけあって、という話を聞きたいんですけど。

○建築課長

寿会館のほうにつきましては、当初、設計額と工事額というのが概算で所有者のほうから提出されておりましたので、そちらのほうで、予算の立て方をしております。麻生飯塚病院につきましては、まだ、設計が完了しておりませんでしたので、工事として最大の補助が可能というところの限度額で、面積で金額を算出したものでございます。

○川上委員

と言うことは、今言った、当初、予算計上した額は寿と麻生と両方の分なんですか。

○建築課長

委員のおっしゃるとおりです。

○川上委員

では、それぞれの額をお尋ねします。

○財政課長

事業者の負担が77%になってます。それで国、県、市の負担はその残り23%、国が4分の1、県が2分の1、市が4分の1という形になります。それで、飯塚病院につきましては、23%5684万円、それから寿が115万円。今回この5684万円を減額しようとしておるものでございます。残りの115万が、そのまま執行という形になります。これについては寿会館になります。

○川上委員

それぞれ市が査定して、115万円だすだとか、5684万円だすということなのか、それとも、県あるいは国が査定してですね、23%の額はこの額と、で、これを4分の1で割ったら、飯塚市の負担はこれだけですよということで、国ないし県からこの額を補助してくださいというふうに割り当ててくるわけですか。それとも事業者、寿あるいは麻生のほうからですね、市はこれだけくださいという申請書か何か金額を書いたのを持ってくるわけですか。

○建築課長

まず、1点目。出された書類というか、その精査の件からですが、これにつきましては、出された内容につきまして、市と県と両方で協議を行うという形になっております。それと改修額につきましては、限度額がございますので、その限度額の中で対象となるものとならないものというところも含めての精査を県と協議しながら進めるような形になっております。

○川上委員

県と市が協議したということはわかりました。この5684万とか115万とかいう額は県と市が協議して決めて、市は4分の1、これだけですよということなのかね、それとも補助金ですから、申請があるんじゃないかと思うわけね。そしたら、この寿から飯塚市に115万円、補助金申請があり、そして、麻生から5684万円、補助金申請があるのかね。それとも、県と協議したから、負担金みたいな形で、予算計上したのか。どちらなんだろうと思ったんですよ。答弁ができますか。

○建築課長

現段階、まだ正式な交付申請が行われておりませんので、額のほうにつきましては、今、全体額に対して、先ほどありました23%というのが、国県市のほうで負担する額になっており

ますので、その中で市の割合分としての金額を市の中では持っているという形になっております。

○川上委員

仕組みとしては、補助金ですから、申請があると、交付申請があるということなだけで、それはあってないってことですね。あってないんだけど、国、県、市の協議の過程でこれぐらいになるだろうということで、前もって予算計上しておったということなんでしょうか。

○建築課長

先ほど申しあげました一応基準単価というもので、施設の整備面積ということで、申請があっても対応できるという形で、今、枠を取っておったということにしております。

○川上委員

国県市で協議したということなだけで、その間、寿あるいは麻生とは話し合い、協議はどのくらい、どういう内容でしたんですか。

○建築課長補佐

麻生飯塚病院のほうで耐震改修をやるという意向を示した時に、あくまでも、県のほうと麻生飯塚病院との話し合いの中でやるという方向性がでてきました。我々と県と、その時点で麻生飯塚病院で確認をして、何年間で計画やるのかというようなところまで、話をした中で、全体設計承認を得ないと補助に乗らないということらしいからですね、棟ごとにとするのはできないってことなので、全体で枠を設けてということで、協議してまいりました。

○川上委員

寿とは協議はしたんですか。

○建築課長補佐

寿とも協議をしてまいりました。ただし、麻生飯塚病院との大きな違いは、飯塚病院は規模も大きくて建て替える意思もあったから、なかなか工事費というのが打ち出せませんでした。なので、全体の延べ面積に対して、補助の限度額である5万3000円をかけた費用を、全体の費用として頭を打ちですから、設けることにしています。寿に関しては、補強箇所が1カ所だけなので、いくらなんでも、全体の延べ面積に5万3000円というような、そんな大規模な工事費にはなりませんので、寿さんのよくお知り合いの設計事務所のほうと打ち合わせしながら、概算工事費ということで、上げております。

○川上委員

そうすると、麻生飯塚病院は全体建て替え計画がある中で、今回、国から要緊急安全確認建物ですよという指摘も受けて、この際、補助金も制度があるから申請しようかなという相談したんだけど、その額は全体の中で限度額があるので、5680万円の頭打ちになったということで、飯塚市は、県や国とも協議するし、麻生とも協議する中で、必要額と見られる額を当初予算で計上しておったという理解でいいですか。

○建築課長

委員のおっしゃるとおりです。ただ、麻生飯塚病院さんのほうに関しましては、全体を建て替えるとかいう方針もまだ決定しておりませんので、部分的には既存施設を生かしての耐震補強とかいうことも、今まだ、設計段階ということで、まだ最終計計画はまだちょっとこちらのほうもまだ報告を受けておりませんので、今後、まだ協議になっております。

○川上委員

23%は2億3千万円ぐらいでしょう。そうすると、全体事業費は4倍すればいいから、いろいろあったとしても9億円位ですね。9億円位で、全体が建て替わるわけじゃないですね。ですから、今の話だと、全体計画を立てる、する場合は、補強と違いますから、この制度にのらないわけでしょう。建て替えと。乗るんですか、この全体で建て替えでも。

○建築課長

建て替えの場合は、対象にはならないかと思う——。失礼いたしました。既存施設で対象施設が耐震性がないという施設の面積に対しての補助限度額というのが事業全体の額になります。で、これにつきまして、その中で一部は大規模改修があったり、一部は建て替えがあってもこれにつきましては、その限度額の中までは対象にというふうにはなろうかと思えます。

○川上委員

そうすると、あの病院が全部、建て替える必要がないところもあるでしょうけど、部分改修、部分的に建て替えであっても、限度額の中であれば対象になりますってことですね。それで、今回、国の通知に基づいて、麻生が、是正を決意し、そして国県市で協議を重ねて、市と麻生も協議を重ねて来たんだけど、設計が間に合わないっていうわけですか。この減額補正の理由。麻生については皆減ということでしょう。部分的に落としてるわけではないんでしょう。どっちですか。

○建築課長

委員のおっしゃるとおり、麻生病院に関しましては、設計が完了してないために工事の事業費自体を落としてるということになっております。

○川上委員

これについて、麻生から事情説明というか、申し開きというか、説明があったんですか。

○建築課長

先方のほうよりは、今回、今設計のほうに入っておりますが、ローテーションがなかなか難しいということで、非常に、そこに時間がかかっているので、設計自体も完了がなかなかちょっとできてないということの報告は受けております。

○川上委員

補助金交付申請の予定はいつだったんですか。

○建築課長

全体の設計が終わって、承認が下りてからの交付申請になりましたので、まだいついつまでにといいことではないというふうには県のほうとは協議はしております。

○川上委員

そういうことはあり得ませんね。単年度でいくわけだから、基本的には。だから、もう4月予算計上の段階で、補助金交付申請はいつあるというのが、遅くても、その年度中には決まっておかないとおかしいでしょう。いつでもいいですよということになりますか。だから今の、あなたの答弁は信用しにくいんだけど、補助金交付申請の予定がなかったというのは。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:42

再開 13:44

委員会を再開します。

○建築課長

失礼いたしました。今回、今落としております金額につきましては、設計費のほうになっております。設計費のほうは委員おっしゃいますように、単年度で予算執行ができない、予算執行というか、成果が出てない、できないということで、これは、今回落とすという形で、予算から減という形で落としておる手続きをとっておるところでございます。

○委員長

交付申請の予定は。

○建築課長

したがいまして、交付申請につきましては、設計についてはもう対象外ということになっておりますので、交付申請自体は行えないということで、もう県と麻生飯塚病院のほうとは協議

は完了しております。

○川上委員

私が聞き間違っているのか、受け取りが悪いのかもしれないけども、設計費は対象外っていわれました。設計費、対象外なんですか。

○建築課長

設計が対象外というよりも、設計から事業までの完了までの期間が間に合わないということから、その分に関しましての設計は対象外ということになっております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:46

再開 13:46

委員会を再開します。

○財政課長

法では今年度限りという形になってます、設計は。工事についてはまた別ですけど。それで、今年度内設計が間に合わなかったということになりますと、もう次年度以降も設計しても、この部分については対象にならないということで落とさせていただいておる。だから来年以降、設計が対象なるかという、これはなりませんので、こういう形で予算を落とすということになっております。

○川上委員

それは、国が要緊急安全確認建物という趣旨で、緊急だよと。今年度やるのであれば、設計費も面倒みましよう。面倒みましようじゃない、県と市とあわせて、補助金23%を出しましようっていう制度設計なんですね、補助の設計が。ところが、麻生飯塚病院のほうで、この設計が28年度間に合わないということなんですね。それで、国も県も市も麻生がやる気満々というのを信用して予算計上したと思うんだけど、それを落とすにあたっては麻生がどんなに頑張っても何らかの事情で設計がもう今年度間に合わないと、したがって補助金交付申請もしないというのを国なり県なり市なりに、最終通告というとおかしいけど、言ってこないで減額補正しにくいでしょう。それはいつ言ってきたんですか。

○建築課長

大変申しわけございません。ちょっと今手元に記録等がございませんが、今年度の夏前後ぐらいの時期ではなかったかとは思いますが、その後も、協議は重ねておりましたが、最終的には12月のこの予算から落とすということでの事務処理までには、そういう形でもう間に合わないということで、今回は、予算から落とすということで、協議を終えております。

○川上委員

だから、夏ごろというのは、今年は暑かったから、暑くなるのが早かった、いつまでも暑かったから、幅が広いんだけど。私が聞いたのは、最終的に、麻生飯塚病院が、設計間に合わないの、補助金申請はもうできませんと、それを言って、飯塚市もああそうかと確認した、それはいつかと。それから減額補正、計上作業に入るわけでしょうから、それはいつなのかと。9月議会には間に合わなかったわけでしょう。よく考えてみてください。こういうことをするには、課でするんですか。部で検討し、そして、これでよいかという伺いも出し、確認し、財政課とも相談して落としていくわけでしょう。1日や2日でできるわけじゃないですよ。市だけで5684万円と県、国もあるわけですから、2億3千万円位の税金が出たり、出なかったりするの、いつのことかよくわかりませんと。そのくらいのことで予算、減額であってもね、計上して答弁できないというわけにいかないでしょう。手元に資料あるんじゃないんですか。きちんと答弁していただけないか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:52

再開 14:05

委員会を再開します。

○建築課長

3者協議ということで、まず、今年度の初め6月16日に麻生飯塚病院と県と市のほうで協議を行いました。その折に、かなり設計の、期間的にちょっと今年度中のものが難しいと、厳しいという意向はございましたので、その後、県のほうと協議を、麻生も含めまして、やりとりを行っておったんですが、最終的には市内部での、県からとの協議の中で、もう無理だということでの判断を行ったのが、9月26日という形での市内部での日付になっております。

○川上委員

そうすると麻生飯塚病院のほうからもこの設計間に合わないの、補助金交付申請はしませんというのは6月16日に1回目の申し出があったという理解でよいですか。

○建築課長

その時点、協議をした中では、ちょっとかなり厳しいということで、まだその完全に間に合いませんというお話では、その時点ではまだ受けておりませんでした。

○川上委員

9月26日は市内部及び県との協議なんでしょう。そしたら、麻生飯塚病院のほうから補助金申請はもうできませんというのは最後に確認しないずく市と県の協議でもう補助金出すのやめようという打ち合わせをしたというふうに聞こえますけど。そのときは麻生はいなんでしょう。9月26日のときには。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:08

再開 14:08

委員会を再開します。

○都市建設部次長

代わってお答えいたします。私も直接会議には参加いたしておりませんが、今の話を聞きますと、まず、おさらいといたしまして、6月16日に飯塚市、麻生、県との協議で工程的には厳しいのではないかとということで、口頭でのやりとりはしたということです。その後何度か同じような協議を行ってきたということですが、この9月26日という答えは、これは飯塚市の予算編成上の日付ということで、決裁日を今、答弁させていただきました。最終的には、この答弁、決裁を取った日付を最終決定としたという予算書の最終決定をしたという日付で、今お答えさせていただきました。

○川上委員

これほどやりとりしても、あなた方は、麻生飯塚病院がいつ補助金交付申請をしませんと、できませんというふうに言ったかどうか、あるいは、言ったとすれば、それがいつかについて答弁ができないということですね。答弁できないなら、できないと言ってください。

○都市建設部次長

現時点では、申しわけございません、答弁ができないんですが、ただいま、同席しております県のほうにも確認をとっている最中でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:10

再開 14:10

委員会を再開します。

○都市建設部次長

ただ今、県のほうには確認の連絡は入れておりますが、返事はまだいただいておりません。いつという返事も今のところ、いただいている状況ではございません。この委員会が開催中に連絡がもらえるかどうかの確認も今のところ、とれていない状況でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:12

再開 14:12

委員会を再開します。

○建築課長

申しわけございません。書面は提出は受けておりません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:12

再開 14:12

委員会を再開します。

○建築課長

書面的なものはこちらのほうはいただいてないんですが、今回のこのものの指導は県のほうがやっております、県のほうからそういった、今回は申請しないという意向だということでの県との協議で決定をしております。

○川上委員

国が法改正に基づいて、要緊急安全確認建物だということで、寿と麻生飯塚病院を指定し、それぞれから本市は、県と国との協議のもとではあるけれども、補助金を出さず決意を固めて、その額の上限と思われるものを当初予算で上程したけれども、2カ月後には、3カ月後か、もう麻生飯塚病院のほうから大変、厳しいという連絡を受けていたと。で、やりとりはしたけれども、最終的に福岡県から今回は補助金は間に合わないねと。で、予算措置をとろうと、減額の。補助金、減額補正しようというようなことが提起があって、9月26日に市としては、決意を固めたということがわかりました。国、県、それから麻生飯塚病院に本市は引き回されたという印象であります。質問終わります。

○委員長

答弁を保留しておりました、庁舎の件。

○総務課長

先ほどは失礼いたしました。総事業費につきましては、約89億円としております。今後58億円ほどの借入を予定しておりますが、これを利子2%で試算した場合には、約110億円というふうな形になります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

議案第125号に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べ、本日は幾つかの指摘にとどめたいと思います。反対する理由の第1は、臨時保育士確保予算を減額する一方、深刻化する保育所待機児解消に効果的対策がないばかりか、待機児の増加の背景にある公立保

育所の民営化に関わる予算補正があるからであります。反対する理由の第2は、新庁舎建設事業費2399万円余の減額補正にもかかわらず、現庁舎改修と穂波、筑穂の庁舎と連携利用すれば、十分に、費用を安く住民サービスを提供できるのに利息を入れて、110億円もの莫大なお金を投入する新庁舎建設に関する予算補正があるからであります。そのほかに予算計上の経過をめぐり、不透明感を否めないものもあり、本予算を認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第125号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 14:18

再開 14:19

委員会を再開いたします。

「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の1ページをお願いします。「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

所得税法等の一部を改正する法律により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が公布されたことに伴い、市民税の所得割の課税の見直し等により、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

5ページから10ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます。今回の主な改正について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、日本と台湾の間での二重課税を回避する措置を講ずるための「日台民間租税取決め」締結に係る国内法の整備に伴うものでございます。内容としましては、日本国居住者が台湾所在の投資事業組合等を通じて、日本国内において支払いを受ける利子及び配当等に係る個人住民税に関して、源泉徴収を通じた課税が見直されたことにより申告等に基づく課税として取り扱うものでございます。

施行の日は平成29年1月1日からとなります。

以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今まで、源泉徴収しておったのを申告に変えるというのが、今度の改正のポイントでしょうか。

○税務課長

そのとおりでございます。今まで外国から入ってきたものについては、銀行等を通じて、源泉徴収されていたものを申告に変えるというものでございます。

○川上委員

国のスタンスということなので、市としてはということがあるかもしれませんが、源泉を

申告に変える目的は何でしょうか。

○税務課長

現時点では、台湾と日本で各々、源泉徴収されておりますことから、その二重課税を避けるために設けられた日本と台湾との話し合いの中で決まったものでございます。

○川上委員

二重課税を避けるかどうかは申告ということですから、自分の意思によるということなんです。二重課税でもいいよという人は申告すればいい。嫌だと思ふ人は申告しないという、そういうシステムですか。

○税務課長

基本的に所得が発生すれば、申告をする義務がございますので、申告をしていただくということになります。

○川上委員

であれば、このように、ポイントであると認められた源泉から申告に変える意味がなくなつて、この条例改正をする必要もなくなるということになりますけど、どうですかね。

○税務課長

現時点では、現行の法律では日本では20%の源泉所得、同じく台湾でも20%の源泉徴収が行われておりますので、住民税に関しては源泉をやめて、申告によって課税するというようなシステムに変わるものでございます。

○川上委員

ですから、いずれにしても税金は払うわけですから、わざわざ改正する必要もないんじゃないかと。申告だと、何かいいことがあるのかと、納税者にとって。源泉だと全部持っていかれてということでしょうけど、申告だと自分が確認したものだけ申告できて、節税はできるとか。そういう立場にある方々の節税を誘導するために、この条例改正をするということになりますか。

○税務課長

日本と台湾の条約の中で特別徴収ができなくなったことから、申告によって住民税をお支払いしていただくというようになります。

○川上委員

条約がそうですから、国の解釈がそうですからってということなんです。私は節税目的がないのであれば、あんまり意味がないと、この改正の。それから、もう1つは、これまでは、改正前であれば、その関係の税は幾らであったのか。改正すると、それがどのような影響を受けるか。お尋ねをしたいと思います。

○税務課長

この改正に基づいての税額は算出しかねますが、現時点では利子、配当が源泉徴収されて、交付税として納められている額が合わせて9500万円程度でございます。ただ、今回の改正に伴って、それに該当する方がどのぐらいおられるかというのは、今の源泉徴収が行われている方の把握はできておりません。金額については国から交付税として入ってきておりますので、額についてはわかりますが、その内訳、誰がどのぐらい払っておられて、その方が台湾からの利子、配当があるかということについては、現時点では把握できておりませんので、それについてはわかりかねます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第138号を反対の立場から討論します。利子、配当に関する所得に関していえば、市税収入が減少する恐れのある条例改正は、認めがたいので、反対です。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第150号 財産の譲渡（幸袋西町集会所建物）」、以上2件について、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権同和政策課長

「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第150号 財産の譲渡（幸袋西町集会所建物）」とは関連がありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第150号のほうから説明させていただきます。議案書の74ページをお願いいたします。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、75ページに位置図、76ページに建物図を記載しております。集会所は、同和対策事業等により設置された建物で、この幸袋西町集会所は、人権同和政策課が所管しております。

集会所については、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、地域の実情や管理運営・利用実態を踏まえながら、移譲等について地元等と協議を行うものとしており、このたび譲渡の相手方の幸袋西町自治会の地縁団体の設立が完了いたしましたので、無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に無償で譲渡するためには、公共施設として用途廃止することとなるため、議案第143号の条例の一部を改正する条例を併せて上程しております。詳細につきましては、議案書の23ページをお願いいたします。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例として、集会所の名称及び位置を示す別表から、この幸袋西町集会所の項目を削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第150号 財産の譲渡（幸袋西町集会所建物）」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、案件中議案第160号から議案第169号の10件、及び議案第172号、以上11件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは、関連がございますので、まず、「議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。追加議案書の15ページをお願いいたします。

本年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため本案を提出するものでございます。

まず、本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容といたしましては、「月例給の増額改定」、それから「勤勉手当支給月数の増」及び「配偶者に係る扶養手当の見直し」でございます。

月例給につきましては、民間給与との差額を埋めるため、給料表の水準を平均0.2%引き上げる内容でございます。また、勤勉手当につきましては、支給月数を年間0.1カ月分引上げ、配偶者に係る扶養手当につきましては、現行の1万3千円を、他の扶養親族に係る手当と同額の6500円にまで、平成29年度から2カ年間で段階的に減額を行い、一方で、子に関する経費の実情などから、2カ年間で段階的に子に係る手当を6500円から1万円に引き上げを行うものでございます。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。22ページをお願いいたします。

飯塚市職員の給与に関する条例第1条関係でございますが、平成28年度分の改正事項となりますが、まず、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合につきまして、正規職員は100分の80を100分の90に、再任用職員は100分の37.5を100分の42.5にそれぞれ改定するものでございます。

次に、附則第18項でございますが、これは、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴い減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

別表の行政職給料表につきましては、このページから26ページにかけて掲載しておりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、給料表を平均で0.2%増額する内容となっております。

そのまま、26ページをごらんいただきたいと思います。26ページの中段、給料表の下の部分をごらんいただきますと、平成29年度から適用されます本改正条例の第2条関係、飯塚市職員の給与に関する条例でございますが、第12条の扶養手当につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、配偶者の扶養手当を段階的に引き下げ、子の扶養手当を段階的に引き上げるわけでございますが、それ以外の扶養親族の扶養手当には変更がないため、子の号と孫の号を2つに分けたことによる号数の追加及び、第3項におきましては、手当の額を変更しているものでございます。

次に、28ページの上段をごらんいただきたいと思います。第24条のところでございますが、これも平成29年度から適用される本改正条例の第2条関係でございますが、「勤務1時間当たりの給与額」の算出方法につきまして、労働基準法の規定に従い、年間の休日の数を、正確に考慮するよう改正するものでございます。

第29条の勤勉手当につきましては、先ほど第1条で改正した勤勉手当につきまして、平成29年度以降の支給割合を規定するものでございます。第2項では年間の増月分を6月期と12月期の2回に分けて支給することとなるため、正規職員は100分の85に、再任用職員は100分の40に改正するものでございます。

また、28ページの一番下の行から29ページにかけて記載しております、附則第18項につきましても、同様の趣旨で改正をいたしております。

最後に、29ページ、附則、施行期日等でございますが、改正条例第1条の月例給、給料表改定につきましては、平成28年4月1日に、また、勤勉手当につきましては、平成28年12月1日にそれぞれさかのぼり適用し、それ以外の規定につきましては平成29年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数につきましては、12月1日現在で、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせまして、対象者は給料の増額分につきましては369人、勤勉手当につきましては917人となっております。

また、一人当たりの影響額といたしましては、12月1日現在で、対象者の内、正規職員の平均で申し上げますと、月額給料は約858円の増、勤勉手当につきましては約3万6626円の増となっております。

以上、簡単でございますが、議案第172号の補足説明を終わります。

○財政課長

続きまして、「議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、別に配布いたしております「平成28年度補正予算資料」により説明いたします。右上に「追加提案分」と記載しております資料になります。

1ページでございますが、今回の補正につきましては、ただいま、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明がございましたが、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するもので、一般会計で4705万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を727億7057万6千円とするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正をいたします6つの会計で482万8千円を追加いたしております。企業会計では、4つの会計のうち3つの会計で396万4千円を追加いたしております。合計で5584万2千円を追加するものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。分担金及び負担金の各負担金につきましては、給与改定に基づく事務委任及び派遣職員にかかる負担金の追加をいたしております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を4681万1千円、追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。一般会計・特別会計の人件費につきましては、給与改定に伴う経費を総額で4730万円追加いたしております。

次の国民健康保険特別会計から3ページの学校給食特別会計までの6つの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正をいたしております。

4ページをお願いいたします。公営企業会計の水道事業会計から下水道事業会計の3つの会計につきましても同様の理由により補正をいたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

「議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、追加議案概要で見ておりますけれども、①の行政職給料表の改定、不利益でないのので、4月1日に遡及してというのはわかりますけれども、この給料表を平均0.2%引き上げ改定です

が、この給料表改定によって不利益になる職員がだれかおられますか。

○人事課長

不利益になる職員はおりません。

○川上委員

それから、②の勤勉手当の支給率の改定についても、不利益でないので遡及は当然と思いますが、不利益ではないと思われるんだけど、これは、プラスマイナスにするとゼロになるんですね。この辺については、その理解でよろしいですか。

○人事課長

平成29年度分のことをおっしゃっているというふうに考えますが、平成29年度分は0.1カ月分を2つに割って6月期と12月期にプラスをいたしますので、プラマイゼロという意味ではございませんので、よろしく願いいたします。

○川上委員

いずれにしても、平成28年度のプラス0.1月はあるということになります。それから、3番目にですね、扶養手当額の改定、来年の4月1日から段階実施となっているんですけども、配偶者が平成30年に半額に手当が引き下がる、この改定を行う理由は何ですか。

○人事課長

国の説明によりますと、配偶者につきましては、引き下げを行うものでございますが、その分子どもの扶養手当額を引き上げるというところで、そういった理由というふうに考えております。

○川上委員

その理由なんですよ。だから、なぜ配偶者は今まで手当が1万3千円だったのに、2年たつと半額にならないといけないのかね、わかりにくいですよ。それから、それではということなんだけど、子については、6500円から、子ども一人について6500円から8千円、それから1万円となっておりますよね。これ一人ということなんですよ。

○人事課長

子ども一人についてでございます。

○川上委員

そうすると、二人の場合は、その二倍ということになるんですか。

○人事課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうするとね、おわかりと思いますけど、配偶者が半分になってよいのかっていう問題、それから、子の手当はこのくらいの引き上げでよいのかという問題意識あるんですね。配偶者と子一人の場合は1万9500円です。でしょう。来年になると、1万8千円に下がるんですよ。足した場合ね。そして、再来年になると1万6500円に、さらに下がるわけですね。2年の間にこの条件の場合は、3千円下がります。で、一方で、子が二人と考えるとですね、現行で2万6千円で、来年も2万6千円、再来年になると2万6500円と500円アップになるわけです。それでこれは国がね、少子化対策だというのであれば、そういう誘導の仕方もあるのかなと、安倍政権としてはとったりもするんだけど、ここのところをどういうふうに判断してるんでしょうか。この扶養手当額の改定。お尋ねします。

○人事課長

恐らく今委員おっしゃったような内容で考えていると思います。子どもの最近の子育て費用に係る昨今の実情を鑑みて、このような制度設計をされたのではないかというふうに考えております。

○川上委員

説明はわかりました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第160号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」、「議案第161号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第162号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第163号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第164号 平成28年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第165号 平成28年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第166号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第167号 平成28年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第168号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第169号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」及び「議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上11件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案11件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、案件の順とは前後しますが、報告事項について、お諮りをいたします。執行部から案件に記載の3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定をいたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況につきまして、お手元の資料に基づきご報告させていただきます。

それでは、A3横になっております「中心市街地活性化事業の取組状況について(核事業の進捗状況)」をお願いします。

平成23年度の取り組み開始から最終28年度までを示しており、前回9月27日以降についてグレーで網掛けをしております。その後の経過及び予定につきまして赤文字で示させていただいております。核事業において今年度実施しておりますのは、下段にあります飯塚本町東地区整備事業のみとなりますが、区画整理事業では既に工事や法手続きが完了しており、来年1月に土地区画整理審議会を解散する予定となっております。また、優良建築物等整備事業(分譲マンション)につきましては、9月30日に竣工、現在、内覧を経まして12月12日より随時入居が開始されているところでございます。

子育てプラザ整備事業(街なか子育てひろば)ですが、10月1日にプレオープンし、土地区画整理事業の完了を記念して開催しました永楽まちびらきフェスタと併せて10月15日に開所式を執り行っております。当日は、商店街でも百縁市やイベントが行われ、来場者数は全体で約2万人の方が訪れました。これまでの商店街来街者は高齢者の方が多くを占めておりま

したが、子どもを対象としたイベント構成であったこともあり、多くの子どもたちの姿があったことが特徴的でございました。今回イベントで、改めて中心市街地は多世代交流の場としての機能を持ちうることを実感したところでございます。

資料にはございませんがこれら3つの核事業以外では、土木管理課によります歩行者空間整備事業、都市計画課によります都市サイン整備事業、商工観光課によりますソフト事業などが年度内完了に向け現在も取り組みを行っております。来年2月にはコンパクトなまちづくりセミナーを開催する予定でございます。

また、6月の委員会でもご報告させていただきました中心市街地活性化基本計画等事後評価につきましても、概ね予定どおりに作業を進めております。10月から3回を予定しておりました商店街来街者への意識調査アンケートについては、12月1日に終え、現在は、12月14日、昨日からの2週間、国が定めます都市再生整備計画の事後評価シートによります原案を本庁・支所及び各公民館に配置し、ホームページと併せて公表し、市民意見を募集しております。

今後は、意識調査アンケート並びに市民意見の結果につきまして整理を行い、飯塚市中心市街地活性化基本計画等評価委員会での審議を踏まえ、2月中旬に予定しております飯塚市中心市街地活性化協議会で意見をいただいた後、3月末に国へ報告する予定となっております。

簡単ではございますが、中心市街地活性化の取組状況につきまして報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 14:55

再開 14:55

委員会を再開します。

次に、「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況について、報告を求めます。

○総合政策課長

「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、少子高齢化や人口減少が進行する中で、都市圏への人口流出に歯止めをかけ、地域の活力を持続することを目的といたしまして、昨年10月に国の「地方創生法」の規定に基づきまして、策定したところでございまして、平成31年度までの5年間を計画期間としておるところでございまして。

このたび、策定から半年間ということでございますけれども、平成27年度の進捗状況につきまして、各担当所管による内部評価を実施しました後に、外部委員による検証を実施いたしましたので、その内容、結果等につきましてご報告いたします。

本日、お手元でございますA4判両面1ページから7ページの資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

資料1ページ及び2ページのほうに、今回、実施いたしました進捗状況の検証について、記載をさせていただいております。この進捗状況の検証につきましては、地方創生法の規定に基づいて、国が示しております方法により、本年10月4日、住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、報道機関等の関係団体の代表者や有識者等によります外部委員会13人で構成いたします「飯塚市総合戦略推進会議」を開催したところでございます。

進捗状況の検証事項といたしましては、国の交付金を受け平成27年度に実施をいたしました「地方創生先行型交付金」、この対象となりました8事業、及び本市の総合戦略に掲げております4つの基本目標に関する目標値8項目についての検討をいただきまして、その主なご意

見・提言につきましては、お手元資料の3ページのほうにその要約をまとめさせていただいております。その主な意見といたしまして、重要業績評価指標でございます、いわゆるKPIの設定内容の妥当性に関する意見、及び今後の事業の展開において、より効果が得られるよう、取り組むべきであるとの意見、合わせまして、今後、事業の進展に伴いまして、効果が現れることを期待するといったようなご意見をいただいたところでございます。

次に、めくっていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。こちらのほうが、先ほど申し上げました「地方創生先行型交付金」の対象事業の8事業についての検証結果を、右端のほうに記載させていただいております。

この方法につきましては、先ほど申し上げました国が示しております評価の判定区分に基づきまして、KPIの達成度、総合戦略KPI達成に関しまして、「有効であった」か、あるいは「有効とはいえない」という2つの区分にて評価をいただいております。4ページ、5ページの右端のほうにそれぞれ事業ごとの評価結果を記載させていただいております。

判定の方法につきましては、推進会議においていろいろと検討がなされまして、13名による委員がいらっしゃいますが、多数決方法ということでいろいろ議論がなされましたが、最終的にはそれぞれの委員の多数決によりまして、それぞれの事業、「有効であった」か「有効とはいえなかった」という評価がなされたところでございます。それは、先ほど申し上げました4ページ、5ページの一番右に、その結果を表記させていただいております。

結果といたしまして、8事業中、網掛けをしていない部分、4ページで申し上げますと2番目、それから5ページで申し上げますと上から3番目、この2つの事業については、結果としては、「有効とはいえない」という最終的な判断になっております。しかしながら、この事業そのものに対するものとしては、「取り組み自体を否定するものではなく、現時点で事業効果が、まだ現れていないというふうな状況もあるので、今後、KPIの設定も検討しながら、より効果が得られるよう、引き続き取り組んでいただきたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページでございますが、こちらにつきましては、総合戦略、先ほど申し上げました4つの基本目標に関する目標値を8項目設定いたしておるところでございます。こちらにつきましても、各所管課によりまして内部評価を行い、この結果に基づきまして、この表にございまして、右端、それぞれの右端でございます、A、B、C、D、Eという形で評価をいただいております。

この結果につきましては、7ページの右下のほうに、集計表として記載をさせていただいておりますけれども、この内容につきましても、先ほど申し上げました期間が半年間という短期間であったこともあり、今後、効果等が現れる部分も想定されることから、今後とも十分な事業の推進を行っていくことを期待するとの意見をいただいております。今後とも、A評価目標達成100%以上という事業に達するよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、進捗状況の検証に関する関係資料等につきましては、今後、市のホームページ等に掲載いたしまして、広く公表していきたいというふうに考えております。

以上でございますが、報告のほうを終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年度職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

平成28年度職員採用試験の実施状況につきまして、説明させていただきます。

平成28年度の職員採用試験につきましては、去る11月19、20日の両日、第2次試験を実施いたしまして、12月2日に、76名の第2次試験合格者を発表いたしております。その実施状況について、ご報告申し上げます。

資料を提出しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

左側の試験区分の欄をごらんいただきますと、本年度の職員採用試験につきましては、一番上の行政事務上級から最後の保健師まで、10の試験区分におきまして、一番下の合計欄でございますが、34名程度の採用予定数に対しまして、741名の申し込みがございまして、496名が10月16日の第1次試験を受験、11月2日には、122名の第1次試験合格者を発表いたしました。

このうち、第2次試験におきましては、全区分合計で89名が受験いたしまして、第2次試験の受験率は、全体で73%でございました。

次に、第2次試験の合格者数でございますが、表の一番右側、区分ごとに上から、行政事務の上級が36名、初級が8名、身体障がい者対象が4名、UIJターン枠が4名、学芸員が5名、土木上級が5名、土木民間企業等経験者枠が2名、電気が3名、化学が3名、保健師が6名の合計76名となっております。

今後の予定でございますが、最終の第3次試験を12月17日、18日の両日実施を行いました後、最終合格者の発表を12月下旬に予定しているところでございます。

以上簡単でございますが、「平成28年度職員採用試験の実施状況について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を行います。追加議案書の1ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましても、今年8月の人事院勧告におきまして、多様な働き方実現の一環として、介護休暇等取得の利便性向上を図るため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴いまして、本市の関係規程を整備するとともに、職員の疲労回復を促進し、事務効率の向上を図るため、昼の休憩時間を15分延長し、勤務時間を原則、8時30分から17時15分までとするため、本案を提出するものでございます。

まず、本年度の人事院勧告のうち、介護離職防止に関する主な内容といたしましては、「介護休暇の分割取得」や「介護時間」の新設等、仕事と介護の両立を図るものとなっております。

一方、職員の休憩時間につきましては、現在、「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の規定に基づきまして、勤務場所によって時間帯が異なる場合がありますが、12時15分から13時までの45分間を基本として、昼休みの休憩時間としております。

しかしながら昨今、職員一人当たりの業務量も増大傾向にございまして、少しでも、何とか職員の心身疲労の効果的な回復が図れないかと、来年4月1日からの実施に向け、鋭意、労使協議を進めてまいりましたが、このほど、協議が整いましたので、次のとおり、昼休み休憩時間を15分延長し、原則、正午12時から13時までの60分間に変更し、その15分を17時から17時15分に振り替えるものでございます。

まず、各施設の対応でございますが、本庁舎、穂波庁舎及び各支所につきましては、開庁時間を職員の勤務時間に合わせ、朝8時30分から夕方17時15分まで、15分延長いたします。なお、延長窓口につきましては、これまでどおり、19時までといたします。その他の施設につきましては、現行どおり変更なしといたしますが、現在、「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程」におきまして、「特別の形態によって勤務する」とされている職員のうち、運動指導員、クリーンセンター及び環境センター、市場管理事務所、オートレース場、給食センター、歴史資料館、生涯学習課、男女共同参画推進センター等につきましては、その勤務体制の中で、60分の休憩を取るものといたします。

また、任期付、再任用、嘱託、臨時職員につきましても同様といたします。

なお、休憩時間の例外といたしまして、小中学校に勤務する教員、保育所、こども園に勤務する職員につきましては、事務職等とは異なる業務内容に鑑みまして、現行どおり45分といたします。

職員といたしましては、育児や介護等のため、これまでどおり17時の退庁を希望する者や、あるいは、半日の休暇の取り方につきまして、午前中、12時15分まで勤務することを認めるなど、公務に支障がない範囲におきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

これらを参考としました本条例の具体的な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。「飯塚市職員の勤務時間、休暇に関する条例」第1条関係でございますが、表の上段、第8条の2につきましては、深夜勤務制限の対象となる子の範囲を、「特別養子縁組の成立についての請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合、当該子を現に監護する職員」、また、「里親として委託されており、かつ、養子縁組によって当該子の養親、以後養親と呼ばせていただきます、養親となることを希望している職員」を養育する者に対しまして、深夜勤務制限の対象となる子の範囲を広げるものでございますが、さらに規則におきましても、「養子縁組里親として当該子を委託することが適当と認められているにも関わらず、実親等が同意しないために養育里親として委託された職員」につきまして、深夜勤務制限の対象となる者として定めるため、改正するものでございます。

次に、5ページの上段でございますが、第15条第1項、介護休暇でございます。これまで、連続する6カ月の期間内に取得する必要がございましたが、これを最大3回まで分割し、通算で6カ月を超えない範囲で、つまり連続しない6カ月の範囲内で取得できるようにするものでございます。

その下の部分、第15条の2が新たに挿入されております。これは「介護時間」制度の新設でございますが、前出の介護休暇の期間と重ならない連続する3年の期間内におきまして、1日2時間を超えない範囲で無給の時間休暇を請求できるもので、ここまで、第1条関係は平成29年1月1日を施行期日とするものでございます。

次に、同じページの下の方をごらんいただきますと、第6条におきまして、昼休みの休憩時間、60分への変更に対応し、これまで、『1日の勤務時間が6時間を超える場合におきましては「45分」、8時間を超える場合におきましては「1時間」の休憩時間』としておりましたところ、それぞれ、「少なくとも45分」、「少なくとも1時間」と改正するものでございます。

さらに、その下から次の6ページにかけてでございますが、第8条の2につきまして、これは児童福祉法におきまして、「養子縁組によって養親となることを希望している里親」のことを「養子縁組里親」というふうに読み替える改正の施行日が、平成29年4月1日であることから、法に基づく文言の修正につきまして、さきほどの第6条とともに、第2条関係の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

最後に、附則第2項関係でございますが、「飯塚市保健センター条例」第6条でございます。先ほどご説明申し上げました昼休み休憩時間延長に伴います、穂波庁舎の開庁時間延長に合わせまして、保健センターの開所時間を午後5時15分までに延長するものでございます。

以上、簡単でございますが議案第170号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

飯塚市では、昼休み時間を過去休憩45分、休息15分で60分、実質的に昼休みがあった時期が続いておったのを、その後休憩時間の45分のみとするようにしました。この間、どういった面で困ったことがあったのか、お尋ねします。

○人事課長

昼休み45分にした当時におきましては、職員の意見を聞きながら、そのように15分間の休息時間を省いて、45分の休憩時間といたしたわけですが、その後45分の休憩時間では短いと言ったようなご意見も出まして、4年前、4年位前になりますが、一度60分に戻そうということで、いろいろ協議をしましてまいりましたが、やはりどうしても17時に退庁したいという職員もございました。そういった面もございまして、さらに協議を進め、今回改めて議案として上程させていただいたという経緯がございます。

○川上委員

少なくともというところで、職員の皆さんの利益を図っておると、便宜を少し図っておるといふ工夫はわかるんですけども、従前の休息時間15分ということについての考え方については、市としてどうなのか。また、労働組合との協議の過程でそのことはどうなったのか、お尋ねします。

○人事課長

市の立場といたしましても、職員の疲労回復、これを何とか図りたいというところで、労働組合のほうに協議を申し込みまして、双方協議をしてきたというわけでございますが、組合のほうからもいろんな意見が出た中で、先ほどご説明をいたしました、どうしても17時に帰りたいという職員に対しましては、その事情をしんしゃくして対応できるようにしたり、あるいは職場によっては現行どおりというふうにしたり、柔軟な対応をしてきた結果、今回合意に至ったという経過でございます。

○川上委員

その休息時間については、どういう市のスタンス、また労働組合との協議の過程では話になったのか、なっていないのか、お尋ねします。

○人事課長

休息時間の考え方につきましては、以前から、変わっておりません、あくまで45分、6時間を超えない範囲では45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間の中で、実施をしていきたいというふうに考えておりましたが、休息15分伸ばすことで、勤務時間がどうしても15分、延びます。その後、例えば時間外勤務をする職員につきましては、15分の後も、休息が必要であれば、休息をしていただくといったことも柔軟に対応できるようになっておりますので、あくまで職員の疲労回復を図りたいというところで休息時間についても柔軟な考え方となっております。この件につきましては、労働組合とも話をして、あくまで目標である、職員の疲労回復が図れるように万全の体制で臨みたいということで、協議が整ったところでございます。

○川上委員

旧の場合はですね、休息時間15分それから休憩時間45分で昼休み60分実質取って、そして5時退庁ということではなかったかと思うんですよ。だからその休息時間を入れると5時

15分退庁になるということではなかったと思うんですね。そのところ、どういうふうな市のスタンスか、労働組合とはその辺についてはどう、もとに戻すという言い方は乱暴ですけど、いう議論はどうだったかということをお聞きしてるんです。

○人事課長

申しわけございません。休息时间という概念自体は、廃止したときと同じで現在もありません。その点につきましては、労働組合とも話をしております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第170号を賛成の立場で討論します。昼休みが事実上、従前60分であったものが、45分になってですね、さまざまに弊害が生じておると思います。こうした中で、労働組合とも協議をし、今回のように改善したことについては一步前進だというふうに思っていることですが、しかしながら、従前、市職員が獲得していた権利、休息15分について、廃止したままというのはですね、今後改善するべきだというふうに思いますし、この際、申し上げますと、昼休みに消灯していますね。昼で横になるスペースもないし、食事も執務室でしているということで、本当の意味での休憩ならない。それから、市民が来れば、電気を付けて対応していかないといけない職場もあります。そういったことでは、執務スペースにいるわけですから、休憩とは言えないわけです。事実上、そこに拘束されている、手待ち状態になんです。サービスを求める相談のある方が来れば対応しなければならないという点ではね、労働時間に等しい状況がずっと続いてきたと思います。これについてもですね、一步前進は認めるものですが、本当の意味での休憩ができるようにですね、引き続き、急速に改善してもらいたいというふうに述べて討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。追加議案書の7ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましても、先ほどの給与関連条例と同様、今年8月に出されました人事院勧告に基づく、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴いまして、本市の育児休業関係規程を整備するため、本案を提出するものでございます。

まず、これに関連する人事院勧告の主な内容といたしましては、まず、法律におきまして、「育児休業等の対象となる子」につきまして、児童福祉法などに定められる「里親」の規定に係る子の範囲を広げた上で、条例におきましても、「養子縁組里親として委託することが適当と認められているにも関わらず、実親等が同意しないために養育里親として委託された子」に

つきましても対象とするほか、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する内容となっております。

これらを参考としました、本条例の主な改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。

「飯塚市職員の育児休業等に関する条例」第1条関係でございますが、表の上段、第2条第3号アの(イ)につきましては、これまで、育児休業の申し出の時点で1年以上在職している非常勤職員の養育する子が、1歳に達する日を超えて、引き続き雇用されることが見込まれ、かつ、1歳に達する日から1年を超えて、継続雇用される見込みのある者を育児休業取得対象者としていたものを、同様に養育する子が、1歳6カ月に達する日を超えて、引き続き雇用されることが見込まれれば、取得できるように、つまり、条件を緩和する方向で、改正するものでございます。

次に、中段から、やや下の辺り、第2条の2でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正による、「里親」に係る子の範囲を広げた上で、さらに条例におきまして、「養子縁組による養親として委託することが適当と認められているにも関わらず、実親等が同意しないために養育里親として委託された子」につきましても、育児休業の対象となる子として定めるため、改正するものでございます。

次に、11ページの中段、第3条から下の部分ですが、第2号が新たに挿入されております。これも「里親」と、その子に関する内容でございますが、現に育児休業中の職員が、「新たな子」に対して育児休業を取ろうとするときは、現に取得中の育児休業が取り消されるわけですが、それが回復される要件に、「新たな子」との里親の関係が消滅したことを加えるものでございます。

また、次の12ページの中段、やや下の部分でございますが、第11条第2号が新たに挿入されております。これも同様に、今度は、育児短時間勤務終了から1年以内に同勤務をすることができる特別の事情の一つに、第3条第2号でご説明申し上げました、新たな子との里親の関係が消滅したことを加えるものでございます。

次の13ページの中段、第20条第2項につきましては、先に「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」案の補足説明で申し述べました、「介護時間」を取得している職員が、育児に関する部分休業を取得しようとするときは、介護時間と合わせて1日に2時間以内とする規定を追加するものでございます。

その下、第3項におきましては、非常勤職員の部分休業につきまして、改正されました「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定されております、いわゆる「介護をするための時間」を取得している職員が、育児に関する部分休業を取得しようとするときは、「介護をするための時間」と合わせて1日に2時間以内とする規定を追加するもので、ここまですべて第1条関係となりますが、平成29年1月1日を施行期日とするものでございます。

最後に、第2条関係でございますが、先ほどご説明申し上げました、第2条の2につきまして、児童福祉法におきまして、「養子縁組によって養親となることを希望している里親」を「養子縁組里親」というふうに読み替える改正の施行日が、平成29年4月1日であることから、施行期日もこれに合わせ、法に基づく文言の修正を行うものでございます。

以上で、簡単でございますが議案第171号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 15:28

再開 15:40

委員会を再開いたします。

本委員会に付託を受けております入札制度に関し、執行部より「工種変更をする場合の格付け」及び「S I 等級の位置づけ」について説明したい旨の申し出がっておりますので、「入札制度について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「入札制度について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○契約課長

11月1日に開催されました総務委員会において、ご質問がありました市が発注する建設工事の競争入札に参加する市内業者の格付に関する「前年度と異なる工種を希望する場合の格付」及び「S I 等級の位置づけ」につきまして、11月22日に入札制度検討委員会を開き、検討協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まずは、先月、11月に近隣市町の状況を調べましたのでご報告いたします。配付しております資料をお願いいたします。

格付等に関する調査結果集計表でございます。項目の6番目ですが、前年度と異なる工種に変更する場合には、総合点数どおり格付している自治体が15自治体、新規業者と同じ取り扱い、最下位に格付している自治体が8自治体でした。

このように、総合点数どおり格付している自治体もあれば、最下位に格付している自治体もあります。入札制度の格付の設定は、他の調査項目からもわかりますように、各自自治体で決めていることであることから、これが正解というものはないと考えております。

本市では、入札の実施にあたっては、市内業者の育成、品質の確保、競争性の確保、公平性の確保を基本原則として考えております。

まず1点目の「前年度と異なる工種を希望する場合の格付」について、前年度と異なる格付のある工種を希望した場合には、変更初年度にかぎり、総合点数に基づき格付される等級の直近下位、いわゆる1ランク下げて格付していることについて、総合点数どおりの格付をすべきではないかとの件につきましては、工種変更の乱発を防ぐこと、専門業者と土木建築一式工事業者との受注機会の公平性の観点から、このような取扱いをしております。

また、格付のある工種と格付のない工種では、工種変更異なる取り扱いの部分があることは理解しております。これは、工種によって、登録業者数に大きな差があるため、生じてくる問題ではないかと考えております。

したがって、本市としては、種々検討しましたが、工種間に登録業者数の差がある状況を考えると、格付のある工種と格付のない工種での異なる工種への変更の取扱いにおいて平等性が確保されていないように捉えられるかもしれませんが、現行制度の取り扱いが、業種変更の乱発防止や業者数の少ない工種への変更は競争性を高めることにつながる。また業者の専門性の向上にも資すると考え、地元業者の保護育成に資する制度であると再確認したところであります。このことから現行のままとすることと決定いたしました。

また、「S I 等級の位置づけ」につきましては、平成24年度にS I 等級を創設した際に「より大きな施工能力を要する大規模な工事において、さらなる品質を確保するため」という目的で導入しましたが、絶対的評価での「I 等級基準の点数を100点以上上回る」という要件と、相対的に「I 等級の上位から2分の1まで」という要件の2つで位置づけを行っていません。この設定により、点数ではS I 等級相当となりますが、I 等級という業者もでてまいります。あくまでも、S I 等級の位置づけが、I 等級の中での位置づけであり、先ほども述べましたが、「より大きな施工能力を要する大規模な工事において、さらなる品質を確保するため」という目的で導入されており、この点を踏まえ、このまま現行のI 等級の中での上位2分の1までの位置づけで、おおむねI 等級全体の半分以上を確保することが妥当であると判断し、この件につきましても、現行のままとすることといたしました。

以上で報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

ただいまの説明で、工種変更をした場合、格付のある工種では1ランク下につけると。その制度については変更しないということだが、格付のない工種では何ら制限がないと。この矛盾についてどのように考えておられますか。

○契約課長

あくまでも今の格付のある工種と格付のない工種がありますので、それとこれとは異なる取り扱いがあることは理解しておりますが、それはやはり、業者数の違いもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○坂平委員

格付をする意味合いというのはどういうふうに捉えています。業者数が少ないから格付をしない。業者数が多いから格付をする。基本的に行政そのものが、あなた方はされてるのは、品質の確保、これがまず一番にでてくるのではないですか。そのあたりはどんなふうにご説明されます。理解できるように説明をお願いします。

○契約課長

格付のある工種につきましては、品質の確保を第一目的としております。おおむね、30者以上あるところにつきましては、格付をしておりますが、それ以下のところには現在、格付がない状態になっております。

○坂平委員

だから、業者数が多いからね、格付をする、業者数が少ないから、登録業者数が、指名願いを出す業者数が少ないから、格付をしないと。それはおかしいでしょう。矛盾が生じてますでしょう。だからあくまでも格付をする、その意味合い、そのあたりをご説明いただけませんか。

○契約課長

特に、業者数の少ない工種としては、大体、専門工事が多くございます。その業者数が少ない中、格付を設けますと、当然、競争性の確保等も取りにくくなってきますので、今のような格付になっております。

○坂平委員

今の説明では全くその説明になってないんですよ。専門工種、専門業種に対しても、当然、品質の確保、これは行政が一番に考えることですよ。競争性の確保、これも当然必要なことでしょう。でも全く、格付で経営審査、点数、これが、全く小さな業者、それと大きな施工管理のできる、品質管理のできる業者さん、こういうものについても、格付はしないと。そのあたりが矛盾したところがあると思うんですよ。そのあたりをわかりやすく説明いただけませんか。

○副市長

業者の数もさることながら、その仕事の内容が、例えば建築とか土木になると相応の技術力とかいうものが必要であろうというふうに思っております。もちろん、専門の業務についても、専門性が必要ではないとは申しませんが、比較的その辺はないというのが我々の判断です。それともう一点、飯塚市が思ってるのは、品質確保が第一ではありません。地元事業所の育成というのを、最大の、第一番目に位置づけております。その後に品質の確保とか等々ございます。

品質の確保のときに、その事業者の格付になるのは点数でございます。で、この点数の中身はいわゆる分析してみますと、自己資本率が大いとか、技術者をたくさん抱えているとか、前年の発注工事高が大い、あるいは経営状況がいいということでございますので、もちろんこれは、一般社会通念でいえば、今、質問者が言われるように、大きな企業がそういう技術者をたくさん抱えてる、たくさんの工事をしておれば、当然経験も豊富、だから、品質の確保もできるであろうと、だから品質確保そのものに技術力がどうだとかいうことは、この中にはあまり入っておりません。ですから、うちは若干補足説明いたしますと、工種変更をやりますと、わかりやすくいうと、年度年度によって、市が発注します工事が土木工事が多いときもある、建築工事が多いときもある。それを見て工種変更を乱発されますと、それによってメリットを受ける業者っていうのが、非常に一握りの業者、少ない業者になります。そうしますと、来年はどうも土木がありそうだな、じゃあ土木にいこうと。もともと土木専門の業者、建築業者の方がそこにおってあって努力されております。そうしますと、そこに行かれると絶えず市が発注します業務の工事高の高いところに非常に参加できる機会がふえる。あるいは受注する機会がふえる。それはいかがかということで、1年間だけは我慢してください。ですから、1年間だけは、そうすると、それまで頑張ってきたその次のランクの方でも、それは仕方ないなど。これは複数年ですね、いや、とてもペナルティじゃないですけど、一番下までということであれば、これはまた事業活動の問題もあるでしょうから、1年くらいは我慢してくださいと。2年目には当然、本来のとこに行くわけですから、そうしないと、絶えず、その一握り、数者くらいおと思いますが、希望があるかどうかは別として、そういう事業者が絶えず、市が発注する大型工事に発注できるという問題がある。これは不公平であろうというのが我々の判断です、入札制度委員会の中の。

それともう一点。品質確保でSをどんどん点数を上げると、質問者が言われる考え方が持つてあるというのは、私は理解できます。それは、どちらかといえばそういう意図はないでしょうけど、市内業者の中でも非常に一部の大手事業者はですね、当然そういうふうな考えを持つてあるだろうと、私は推測します。私が事業者であれば、大手の事業者であれば、そうしてもらいたいと思しますので、ただ、それをやるとS Iの業者は、あまり点数を上げると、今10者程度をめどにしておりますが、5者になる。じゃあ5者で絶えず、大きな工事の入札の機会がふえる。これも不公平であろう。ですから、S Iは10者程度は導入したときに確保しようと言うことで、このS Iの位置づけをスタートしたわけです。ですから、工種の変更とS Iが減るとやれば、またその業者がある程度、絞られてくる。そういうところが絶えず大型工事の発注、それは、飯塚市が目指すところの地元企業の育成には、基本的にならない。もちろん、大型事業者の方は、それまでの努力とかいろんな経営でやって、今日があるということをも十分認めますが、それは、これまでの経過、大きいところはより大きく、中くらいのところは大きくなってもらいたい、これが市内業者、私は行政が目指す地元企業の育成というふうに思っておりますし、そういう中で、委員会の中で現状どおり、当面はいこうというふうに決定したと言うことでございます。

○坂平委員

今、副市長のほうから、業者選考委員会の委員長である副市長のほうからご説明ありましたが、去年、さきおととしかな、この業種変更、第2希望、この質疑のときにもですね、あな

たが言われたのは、平成27年度はそういった事業量が多かったと。ただし、これはあくまでも今年度が、特殊な事業の発注の形態であったと。28年度については、そこまでの事業量はないでしょうというふうなご説明あったんです。で、話は少し飛ぶかもしれませんが、鎮西小中学校一貫校、これについても、基本的に、今回5分割されましたよね。これはS I業者が5者しか、手持ちでない業者が残っておったと。これをどういった観点から、5分割したのか。例えば、これを6分割、7分割。今言われる地場業者育成と、それが、第一ですよ、品質管理ではございませんということで、あなた、今はっきりとお答えされましたよ。地場業者育成という観点からいうならば、配置図を、その事業をされる前に私どももいただきました。その中においては、5分割、校舎棟についても、4分割かな、されてますよね。しかも、これに体育館が1分割、それにプールを、全くかけ離れたプールを合わせて5分割にしたと。じゃあ、地場業者育成にならないでしょう。先日も、児童館、若菜小学校の児童館、これについても同じことじゃないですか。

○副市長

品質確保が全く関係ないってことじゃないんですよ。私が言ってるのは、まず、先ほどの担当に言いましたように、地元業者の育成、品質確保、競争性、公平性、しかし、第一義的に考えるのは、地元企業の育成ですよということです。どういうふうな分割したか、それで技術力が上がったということで、前は飯塚市は10億円を超えたらJVだったんですね。しかし、委員の皆さん方の地元企業を育成しなきゃならんじゃないかと。分割できるところは分割できて地元業者に発注してくださいよと。それは当然だろうと、私も思いました。ですから、今回分割をやりました。どういう分け方するかというのは、これは大変申しわけないですけど、口はばった言い方ですけど、これは行政サイドの問題です。ああせいとかどれを足すとか、もちろん今の進んだ建築技術ですから、非常に1階2階を分けるという例もあったと、極端なことを言われた議員さんもおりましたけど、分けるとそれだけ切っていいのかという問題もありますから、大方こういう分け方がいいだろうということで、1つだけが、金額が高い。あとは同じような金額くらいにS Iで発注するから、できるだけ金額をそろえようということでやった。これは、執行部側の執行権の範囲で責任持って分割したわけでございます。

それと、もう1点ですね、鎮西中を発注するときに、1つ15億円を切った。これは市外に出しませんでした。市内でできるだけ受注してもらおうということで、S IとあとI、Iだったですかね、そういう組み合わせで、細かいことはわかりませんが、これはあくまでも地元企業を育成して、そこまである程度地元の企業さんの実力が上がったということで、従来10億という壁を今度は15億円まで上げました。そして地元企業にだそうと。それと前回の委員会でも質問議員が地方自治は、最少の経費で最大の効果ということ言われました。基本的に最少の経費で最大の効果というのは分離分割になじまないんですよ。一括発注したほうが、いろんな意味で、その行為だけに限ってみれば、安くあがる。ただし、それでは、地元企業の育成にもならない。もちろん地元企業に発注すれば、地元利益が落ちる、税金が入る、雇用が発生する。そういうことを受けて分離分割してるわけです。ですから、分離分割を何もかも細かく切ってますね、やればいい。これは、非常にまた経費もかかるし、不合理だし、効率も悪いということで、一般的に考えられる範囲で分離分割発注をやっているというのが実態でございます。

○坂平委員

今、委員長が言われてますけど、私が言ってるのはあくまでも、一例を挙げて、今お話をしておるんですよ。鎮西小中一貫校については5分割されましたよね。そのときにも私が質問したのは、基本的これは蓋然性を持ってされたんじゃないですかという質問に対して、契約課長のほうは、質問委員の言われるとおりですと。これはあくまでも想定ができて、手持ちでないS I業者、これは5者しか残ってなかったんです。で、事業主体を見れば、今建築課長は来ら

れてないかな、これは一般的に専門の方が見られなくても校舎棟については4分割されてますよね。で、プールそれと体育館がありましたよね。幸袋小中一貫校のように体育館の上にプールが設置されると、これは一体のものですから、分割は難しいでしょう。でも、プールと体育館。これは全く、違う場所にできるんですよね。だから、そういったことも踏まえて、私はあくまでも行政の執行権に介入してどうこうとは言ってません。ただ、あなた方はあくまでも、地場業者育成、品質の確保は一番ではありませんよと言われるから、私が言ってるんです。地場業者育成という観点からいうならば、わざわざそれを無理して合わせなくても、先日もされましたよね、若菜の児童館。これS I 等級の事業であったけど、運用要綱の中に1者以下しかない場合にはI 等級にすることも可能だという条文がありますよね。それを採用してされた。ならばI 等級で品質管理ができるということであるならば、そういったことも当然、連動性があるわけですよね。だから私言ってるのは、あくまでも行政、一貫性がどこにも見えないんですよ。あくまでも、これは仕事の発注権は執行部、これ、ここでされてるでしょう。それに対してとやかく私は言いませんけど、余りにも、その手法が一貫性がなく、その都度その都度の形を常にやっこられてる。ここ3年ほどは、特にそういう形があります。

以前も、私がお話したときには平成28年度はそこまでの事業ないでしょうと、第2希望を入札に参加させることも私が職員になって、過去に例を見てませんと。たまたまそのときに、1回だけあったみたいですよ。だから、次年度からは、そういったことはないでしょうと。でも、言った矢先に、もう28年度、あってるでしょう。27年度も第2希望は受注してやってるでしょう、建築については。これだけの事業量があるわけです。事業の発注形態は今言われるように、あなた方が毎年、計画を立てて、事業計画を立てて、発注されてあるんですよ。だから、競争性、先ほども言うように競争性も確保するならば、そういったことも加味して、当然すべきではないかということ私には言ってるんです。それで、工種変更はあくまでもその業者の営業活動であるわけです。これを行政が制限することは間違っていると私は思います。業者数の多少により格付は制度適用のあるなしを決める。その結果、工種変更に制限をかける。これは全て執行部の勝手な運用ではないでしょうか。県内の、先ほど説明されましたよね。県内の15市が工種変更に制限をかけていません。これはあくまでも多数決じゃありませんけど、県内の半数以上の自治体がこのような運用を行っているわけですよ。この状況を見て、選考委員会の委員長である副市長、どんなふうに使われます。

○副市長

この入札制度は、基本的にはその自治体、その自治体の、想像のところもありますけど、例えば事業者の数とか、その過去からの、もちろんうちの入札制度も、過去をずっと積み上げた結果が今日にあるわけです。ですから、担当課長が言いましたように、この入札制度、これが正しいとかこれが間違いというものはありません。私もそう思っております。これはその自治体その自治体に応じて積み上げてきた結果で、今日の入札制度があるというふうに理解しております。

ですから、そういえば逆に今度は8団体、こういうのは多数決でいくような代物ではないと思っております。多数はやっとるから、うちもしなさい、それは私は全く。ただし、最下位に、8団体が、してる自治体があります。しかし、最下位までいくのは複数年、先ほどから言いますようにその企業さんの努力もあるでしょう。ですから、しかし、1年くらいはやはりそれは我慢していただくということで、飯塚市としてはいこうというふうな決定をしたわけでございます。ですから多数あるから全て多数でいくという入札が、それが間違えか正しいかということは、違法でない限りは多分、この入札制度はどこの自治体もいろいろ悩みが多いと思っておりますが、それはそこそこの自治体のいろんな事情によってこの入札制度があるというふうに理解しておりますから、15自治体があるからどうだ、飯塚市としては、先ほどの地元企業の育成観点から言うと、言われるようなことをすれば、特定の大型の企業が絶えず、受注機会の、変な

言い方をすれば、多いところについて、入札の確率が非常に上がる。それはちょっと専門でそこそこで頑張っておられる業者さんに対してちょっと若干不公平がある。であれば、1年だけは我慢してもらおうというのが、飯塚市の判断です。

○坂平委員

あくまでもですね、執行権で決定していると思うんですよ。この執行権という言葉はあくまでも議会の不介入を訴えているような訴えに聞こえるわけです。しかし、我々議会はですね、あくまでもチェック機関であり、執行部の決めた制度に矛盾があれば、これを正していなければならないと思っています。私は、工種変更にかかわる制度には矛盾があると思います。あくまでも。委員会において、今まで、指摘をしてきたところではあります。本当にこれが正しい運用であるかどうか。今、委員長が言われるようにね、どれが正しいというのはないですよ。ないと私も思います。ただし、他近隣市町村、県内を見ても、やっぱり数多くそういった形のものがあれば、当然、そちらのほうが、一番準用するにあたっては、一番いいのではなからうかというふうに思うわけです。だから私は何度も言ってるわけです。

この制度はですね、ある意味、業者の今、副市長が言われてますね、言葉で、あくまでも業者の既得権、これを、一生懸命保護しようというように聞こえてくるわけです。まだ、終わってません。ちょっと待ってください。あくまでも、業者の既得権を先ほどの説明から聞くと、一生懸命、地場業者育成という言葉が使われてる。そして、大手企業、中小企業、小企業、こういった形の中で専門職で専門職でやられてる業者さんのことを一生懸命保護しているように私は聞こえる。それをやるがために、今まで100%入札、これが乱発されてあるわけでしょう。だから、そのあたりをよく考えていただいて、あくまでも行政は毅然たる形で、業者の既得権を守ってやる必要性はどこにあるかなど。私はそのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○副市長

業者の既得権とかいうことは私は正直言って、全く考えておりません。質問者がどう意図されてるか私にはわかりませんが、質問者の言われてることは、逆に私から言えば、一部の、大手事業者のことを代弁して言われてるしか聞こえないわけですね。これは、その解釈の違いかもわかりません。しかし、それは飯塚市としてはできないと言うことで、私は中小の方とか、そういうことではなくて、地元企業育成ですから、飯塚市の全体の事業所さんが皆さんそろって成長してもらいたいと思うし、先ほど言いましたように、今の大型の事業所さんも今日までのいろんな積み重ね、努力があったから今日がある、それは認めてるんです。ただ、それを年、年によって乱発していただくと公平性に欠けるから、1年くらい待つということを決めたということでございますので、既得権とかいう問題とは全く、私は念頭にありませんし、それは、あくまでも地元企業の育成に資するというふうに思っておりますので、その辺だけのご理解をしていただきたい。

○坂平委員

先ほどからね、同じことの、基本的な考え方が違うんだろうと思います。しかし、あくまでも、飯塚市は第2希望を取ってあるんですよ。一番当初にご質問したように。第2希望を、業種によって指名登録の少ないところがあるがために、第2希望を取ると。では、何者から以上が第2希望をとらなくていいんですか。この中にもありますよね。業者数の少ないところについては第2希望をとっていると。そのあたりをよく精査されるべきじゃないですか。業者数の多いところ、先ほど言われてました、確か30者以上あるところについては、第2希望はとる必要性はないんじゃないですか。去年か、その前か、副市長が言われる中において、第2希望の業者を活用した、過去にわたって活用した実績がございませんと。たまたま、この年だけが第2希望が、業者数が少なく、事業量が多かったために、第2希望を活用しましたと。で、今後はそれは、あり得ないことだということで、はっきり会議録にも残ってると思いますよ。だ

から、今、私が、あくまでも入札制度についてということだから、あくまでも1つの意見として述べさせていただいております。それは今言うようにね、業者数の少ないところについては、第2希望をとってないと事業が進まないと言う契約課長からの当初の説明があったらと思います。ならば、業者数の少ないところ、これについては、第2希望、業者数の多いところは第1希望だけでいいんじゃないですか。だから、これだけ、このことで2年、3年、ずっと議論してますよね。そういう議論も、全く意味を成してない。あくまでもあなた方は執行権という状況の中で指名選考委員会、それで全部決定しましたからと。指名選考委員会の中で、12名おられますよね。副市長がその委員長と。副委員長が総務部長と。あと、技術職の方々、それと事務職の方々。昨日の議案質疑の中においても、品質の確保ということでI等級でも十分できる仕事という委員会の中での協議のもとに、I等級を公募要件の中に入れましたと。じゃあ、その方々の意見はどんな意見が出てるんですか。そのあたりを、今、総務部長もおられますよね、契約課長もおられます。あと都市建設部長、次長おられますよね。それぞれの考え方、聞かせていただけないでしょうか。

○副市長

大変、質問者には申しわけないですけど、職員の委員にそういう意見をお聞きになるのは私はいかがかと正直思っております。それとですね、今日の入札制度があるというのは、今日までの長い積み重ねと言いました。そして、事業者全体の、大多数のところから、この辺がおかしいとかこの辺がちょっと問題あるというようなことも過去そういう要望で変えてきたところも、私になってからは、そういうのはありませんが、そういうことも聞きます。でも、今回のこの件に関しましては、特段、事業者さんからそういう声も上がっていないし、それは今のままで、私は、当然、いいと思っておりますし、それと今言われた委員さんが、いろんな職員がいろんな委員を兼ねております。トータルで私が委員長として取りまとめて、今ご報告いたしました。それに一人一人に、おまえはどうだ、おまえはどうだって聞き方はですね、私はなさるべきじゃないというふうに思っております。そこのところ、委員長、お願いします。

○坂平委員

あくまでも質問ですからね、あなたがそれに対して、そのことに対して、あなたに答弁を求めてないわけです。だから、委員の方々がおられるわけですから、それを聞いて悪いということはあるんですか。それは、聞いて別に差し支えないでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:15

再開 16:15

委員会を再開します。

○坂平委員

私は、あくまでも、委員長の考え方、意見は今お聞きしました。ただ、委員会の中で、ほかに11名おられるんですよ。この方々が、どういった入札制度について、考え方、意見、それぞれあると思うんですよ。それを取りまとめて、方向性を委員長が出されてあると思います。だけど、それぞれの委員の方々の意見もあるのではなかろうかと思うわけですよ。そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいなと言うことで今お願いをして、質問してるわけです。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:16

再開 16:17

委員会を再開します。

○副市長

大変申しわけないですけども、この件に関しては、それぞれの意見が活発に出たかというところ、そうは、正直言って、出ておりません。ただ、確かに一部の中に質問委員が言われるように、県下でも、15市ぐらいしてたら、1つこういうことを検討してもどうかという意見はありました。ただ、先ほど私が全体として回答いたしました、こういうことについて、最終的な、取りまとめることについての異論は正直出ておりません。これでいこうということで、この入札制度の委員会の中では、そういう決定をしたということでございます。

○坂平委員

先ほどね、契約課長のほうは、私が聞きたいのは、格付はあくまでも品質の確保、これが目的で格付というのをされてあるんでしょう。

○契約課長

あくまでも、格付は先ほど言っていた品質の確保を目的としておりますが、それでも競争性の確保も高めることもありますし、それぞれの格付をすることによって、入札機会を各業者に公平性を持たせるということもありますので、業者の育成も含んでおります。

○坂平委員

格付に公平性、どういう解釈したらいいんですか。私はお尋ねしてるのは、格付はあくまでも品質の確保、これと、あくまでも点数でしょう、格付は、公平性とか云々じゃないんじゃないですか。あくまでも点数が格付の対象になるわけでしょう。ほかに何か、公平性があるから格付を加点をするとか、そういうことじゃないでしょう。あくまでも格付というのは、点数で資格を、なんといいますか、別表2でもあるように幾らから幾らまでが何等級ですよという格付をされてあるわけでしょう。これはあくまでも点数でしょう。どっちですか。

○契約課長

あくまでも格付につきましては、総合点数によって格付を行っております。

○坂平委員

何度もしつこいようですが、資格があるのに、あくまでも資格を、ペナルティなのか、何なのかわかりませんが、これを例えば、新規参入市外業者が新規に参入してくるのであれば、わかりますよ。同じその市内業者、長年にわたって、地場業者という形の中でされてる業者に対して、業種変更をすれば、格付を下げますよとか、あくまでも、資格と格付というのは、先ほども言うように点数でしょう。これは何かペナルティをつけなきゃいかんというペナルティ的な感覚で受けとめられるような感じなんですよ。だから、先ほど委員長、言われてましたよね、業種変更をその都度その都度変えられても、その専門業種でされてる業者、これはあくまでも企業の営業努力でしょう。私はそういうふうに解釈するんですけどね。そのあたりを、十分加味するべきではないかなと思います。

それで、市長にお尋ねいたします。今までやりとりを聞かれてですね、私の指摘では理解できただろうと思います。市長、聞いてますか。来年度の指名受付まではまだ時間もあると思うんですよ。それで再度、委員長もおられますし、委員会において、諮問して検討していただきたいと思いますが、市長のご意見のほうをお聞かせ願いたいと思います。

○市長

今、流れを聞いてましてですね、業種変更によって、1ランク下がるという形に対しては非常におかしいじゃないかというお話で聞いておりましたけれども、きのうかな、新聞に載ってましたけれども、市長は業者が市内であれば、市内にお金が回るからいいじゃないかというような話が新聞に載ってましたけれども、業者間の競争というのは、これは今質問者が言われるように、事業というのは競争ではあるわけですけども、その競争の中で何かを変更して、競争させるとか、また逆に、上げてとか、下げてとかいうことをやらない形での競争の中でやったほうが、私はいんじゃないかなという気もしますけれども、今のお話を、多分11人かな、今、委員の皆さんは。11人の皆さんがもう一回その辺を考えていただいて、これだけ質

問者のほうが言われてるから、また、委員長のほうもしっかり考えて答弁してると思いますが、検討というか、そういう時間はもう、取れんね。そういう意味では、私はランク下げるといふことに対しては動かさないほうがいいという気が、今の答弁の行き来を聞いていて、それを感じました。執行部の考え方というか、委員会の考え方をご理解いただければという気がいたします。

○坂平委員

では、なぜⅠ等級の設定基準のみが、SⅠ等級の設定のみがⅠ等級の業者の半分を超えない、この半分という基準はまさに相対的なものであると思います。この半分という意味合い、これはなんで、あくまでも資格は点数で、上位から半分までがSⅠ等級ということの説明をされてますけど、これどういったことですか。資格はあくまでもⅠ等級、最下位から100点を超えるもの、これをSⅠ等級として資格を与えますと。ただし、上位から半分ということで、SⅠ等級の資格を与える。何度も言うようですが、項中の破線、別表2、これ、1億5千万円、これを今まで過去にわたっては、あなた方は採用してきたわけですね。この項中の中途半端に税込み1億5千万、設計価格1億5千万円、これわからないような、解釈のしにくいような形で、あなた方は設定している。このあたりも、もう一度、明確にきちっと整理をすべきだろうと思います。だから、まずSⅠ等級の格付、これに対して、どういったことで上位から10者までという形をとっているのか、説明ください。

○契約課長

あくまでもSⅠ等級の位置づけにつきましては、Ⅰ等級に格付けされたものの中で格付け基準点数、例えば建築一式工事で言いますと、Ⅰ等級につきましては、総合点数が710点以上がⅠ等級となります。そのⅠ等級の点数を100点以上上回り、そのうちⅠ等級の上位から2分の1までということになっておりますので、あくまでもⅠ等級の中の、より品質を求める部分としての部分でSⅠ等級という、基本、建築については、Ⅲ等級しかありません。Ⅰ等級、Ⅱ等級、Ⅲ等級になります。その中のⅠ等級の中の、特別な位置づけとしてのSⅠ等級の位置づけを設けているということになります。ですから、今言われますように、点数でのこのような格付じゃなく、上位から2分の1という形をとっております。

○坂平委員

あなた、あくまでも格付は点数ということで、先ほどからあなた言われてるわけでしょう。今の説明、全く、意味を成してないじゃないですか。そのあたりを、よく、わかりやすく説明いただけませんか。何で上位から10者なのか。先般の議案質疑のときにも、受注されたところが、825点だったかな。これはSⅠ等級の、点数でいうならば、SⅠ等級の資格はございますということで、あなた説明されましたよね。そのあたりを、よく、わかりやすくね、SⅠの点数でいくのであれば、前回の総務委員会でも私言いましたように、SⅠ業者、点数でいくならば、5者なら5者しかできなかったとか、15者なら15者できましたとか、というのが、やっぱり点数で縛りをつけていくのが基準じゃないですか。だから、1つは、点数でいく、ただし、上位から10者までが格付ですと。そのあたりが一部分、矛盾した形じゃないですかね。そのあたり、ご説明ください。

○総務部長

質問委員言われますように、格付に関しましては、第一義的にはやはり品質の確保の面から、点数によって格付を行っている状況でございます。これ、品質の確保という面から格付を行っておるわけですが、加えまして、今おっしゃってあります、SⅠの等級ですね、これの設定に関しましても、言われますように、2分の1という相対的な設定の仕方をしておりますので、これが絶対に正しいかどうかというのはあれですが、今のところ、この設定の仕方、ある程度、SⅠ等級の中にも、業者数を確保した中で、競争性を高めた中で、この格付の運用を行っていく必要がありますので、そういった観点から、今のところ2分の1という形にしており

ます。冒頭申し上げましたように、いろんな考え方はあろうかと思いますが、現在、飯塚市のほうでは、このような位置づけのもとにですね、設定をさせていただいておるという状況でございます。

○坂平委員

今、副委員長、総務部長のほうから説明ありましたがね、全く理解できません。あくまでも、執行部の説明の中で格付は点数でいってますと、言われてあるわけでしょう。点数でしかもI等級、最下位から100点をその基準としてますと、ずっと今まで、説明されてこられましたよね。そして、SIの資格を与えるのはどういった形なのかといたら、上位から10者までですと。では、この別表に、ここに金額まできちっと明記されてますよね、あなた方の一般競争入札要綱、実施要綱運用基準に。これ例規集にも載ってると思いますよ。でも、この中で、上位から10者だけって、資格はあくまでも点数でされてるんでしょう。以前から私言ってるのは、点数でしているのであれば、これが15者であろうと、5者であろうと、6者であろうと、点数だから、あくまでも点数で、SI等級とかI等級とかいう区分はつけなきゃいかんのではないですか。だから、こういうような、金額は設計金額税込みとすると、I等級の項中、1億5千万の部分を除くとか、余分な、ものすごくややこしい運用基準なんですよ。解釈をどうとればいかなと。I等級の項中、1億5千万の部分は、予定価格税込みとすると、これ2通り書いてる。この破線をつけてる、この中を、この機会にきちっと整理すべきじゃないですか。そうするとね、私どもも、私も余分な質問をする必要性がないし、行政が一貫性を持って常にやっとならば、こういうことはないんですよ。ときには、こっちの要綱を採用する、ときにはこっちの要綱を採用する。両方その自由にされてるじゃないですか。指名選考委員会委員長は全部、権限を持って、執行権の範疇でされてるんですか。そういうような言い方しか、私ども、質問の中でできてこないようになる。だから、言うように、子育てプラザ、去年はSI等級1者で、ここに書いておるように、1者しかいない場合はこういう取り扱いをすると、これあるじゃないですか。今回それをされたわけでしょう。だから、何で去年はそういうふうにしていて、27年度していて、28年度、また、変えるんですかと、そこなんですよ。一貫性が全くないでしょうが。そして、先ほども、私が何度もしつこいようですけど、言いましたように、蓋然性を持って、鎮西小中一貫校についてはされたんでしょうと。蓋然性という意味合いわかるでしょう。予測される、想定される中で、あなた方はされてるんです。しかも、5工区に分けた。これを、校舎棟については、4つに分けて、全くプールは別の場所にできてるわけでしょう。体育館と別の場所に。それに対して委員長は経済効果がありますとか、とってつけたような説明をされる。ここに建築課長がおるならば、それが分離分割じゃなくて、別に基本的に発注しても何もおかしくない形のものがあったんじゃないですか。そういう積み重ねがずっとあるから私も質問しているわけですよ。全て、あなた方の、自分たちの都合のいいような形形でね、そのときそのときでね、運用を、Aの運用、Bの運用、やり方をされてるわけです。これは、飯塚市に本社を置く企業関係、これはいい迷惑ですよ。一貫性がないから。どういうふうになれば、そういう受注機会にあずかれるかなというふうなその考え方も出てくると思いますよ。だから、今言う格付、この点数で縛ってるというのであれば、今言う上から、上位から10者までと、これをきちっとわかるように説明してください。

○副市長

SI制度を平成24年から、確か先ほど事務局いったように導入したと。このSIをつくったのは、確か、おそらく質問者が品質で同じI等級の業者の中でも1番上と1番下では相当技術的には開きがあるんじゃないか。品質の確保が果たしてできるのかという、それを私は、確か当時ではある程度もっともな意見だなということで、このSI制度を取り入れたわけですね。で、その時に、もちろん、点数、先ほどから言いますように、100点以上として、10者と決めておりません。2分の1、大体10者程度。では、なぜ10者程度かという、10者ぐ

らいいないと競争性が担保できないだろうということでS I制度は10者程度でいきましょう。だから、今のところは10者でいってますけど、ひょっとすれば2分したときに同じ点数であれば11者になる場合があるかも知れませんが、ということでございますので、その辺は考え方の受け取り方の違いかなというふうに思っております。

○坂平委員

副市長、それは説明にならないでしょう。あくまでも、あなた方は格付については、点数でいってますよと言われてるんですよ。私がそのことを質問して、S I業者をつかった、格付をそういうふうにつかった。私はその当時は総務委員会におりません。私が今季、総務委員会に入ってきております。だから、そういう入札制度とかそういうことには、一切話は加わったことはありません。そのあたりが勘違いのなく。

だから、あくまでも私が聞いているのは、上位から10者、これがわからないんです。点数でいくなれば、点数ということできちっと縛りをつけなきゃ。だから、それは、前々回ぐらいの委員会のとき、私言ったんですよ。今のことを。制度を設けるのであれば、上位から10者じゃなく、点数で格付をしているのであれば、あくまでも点数を100点でも、100点じゃなく150点でも200点でもあげてもいいんじゃないですかと。今の点数からいうと、15者ぐらいをいと思うんですよ。I等級の最下位から100点以上というは。だから、この点数というのはね、あくまでも、御存じだろうと思いますけども、企業はあくまでもこの点数を目標にね、国、県、県でも格付があるんですよ。これは、1年1年変わらないんですよ。例えば、これは1回設定すると、例えば5年とか10年、ずっとその点数でいく。で、民間企業というのは、あくまでもその上位に行きたければ、それだけ努力をして、その資格を得ろうということで、努力して、事業に参加するんです。だから、行政が、上位から10者までとかそういう決め方をされるとね、市内業者、努力しても、上位から10者なら、自分とかが、例えば15番目にいて点数は満たしてるけど上に5者いるからそれを追い越さな行かん。その事業所がその経営者が上を越えていかなきゃ上位に行かれないんです。だからそれをきちっと、やっぱりこの機に、点数をきちっと、点数なら点数で格付をするということで、あなた方一貫性を持って、いうならばそれできちっとやらなきゃ。そこが、毎回優柔不断で、こっちの形を採用したり、こっちの形を採用したり。頑としてあなたが言われる業種変更はあくまでも1年間は1等級下げるといふのであれば、格付もきちっとやんなさいよ。それはやっぱりね、行政の一貫性ですよ。それをしないから、いつまでもこういった議論をしなきゃいかん。どんなふうですか。

○副市長

今、事務局が説明しましたように、S Iの場合は100点以上で、上位2分の1で10者程度ということですから、確かに、点数だけで格付するのであれば、点数だけで、ただ、飯塚の場合は大きいところ違って、平成26年くらいから大型工事の発注がつづいておりますが、せいぜい、次年度くらいまではある程度、多少残りはあると思いますけど、それ以降はあんまり出てこない。そうすると、その決め方の点数もですね、これは柔軟になる場合があるかも知れませんが、今2つの要件を合わせております、S Iには、確かに、ご指摘のように、それをできるだけ、点数のほうに一本化できるように、これについては、検討したいというふうに思っております。点数で、ある程度、今までの一貫性からいうと、うちはS I等級は10者程度が望ましいというふうに思っておりますから、逆に言えば、10者程度になるような点数の設定の定め方もあろうかと思えますけど、それは今2つの要件をしてるからあいまいだと、であれば、1つの要件だけで検討するということはやぶさかではございません。

○坂平委員

2つの要件を併用してるということであるならば、格付しなくて点数で縛りをつけていけばいいじゃないですか。事業主体に、例えばこの別表2があるでしょう。これをね、きちっと整

理してですよ、項中の中の破線とかしなないで、上位から下には下ってこれるんですよ。聞かれています、副市長。上位から下位には下りられるんですよ。この要綱は、下位から上に行くことができないんです。あなた方は、そういう縛りを付けてる。だから、点数で縛りをつけて、格付じゃなくて、点数で縛りつけても別に差し支えないんじゃないですか。そのあたりを両方加味してますからということじゃなくて、先ほどから、あくまでも言われているのは格付は点数ですと言われてるんですから、そのあたりを、点数なら点数で格付を整理せんですか。

○副市長

どういう意図で言っているのか、よく私わかりませんが、その点数で格付することはやぶさかではございませんけども、では点数だけでいけば、工種変更しても、その点数が生きるから、当然ではないかという話はやらないということだけは、それは従前どおりであるということだけは、1つ下で少なくともS Iにはいかないという縛りはですね、これはしとかないと今までやってきた、それこそ行政の一貫性がないというふうに思っておりますから。ですから、点数だけで、今度は工種が変わったときに、その点数があれば、どこにいこうといつもS Iであるということであれば、今まで飯塚市がやってきた入札制度の一貫性が全く壊れますから、それはきちりと守ってですね、ただ、S Iの決め方についてはその辺の関係を含めながら、きちんと整理したいというふうに思っております。

○坂平委員

今、あなた、そういう制度をしたら、飯塚市の基本が壊れますと。あなたが壊したわけでしょう、基本的に。先日の、今、議案で上がってる件、あなたが壊したんでしょう。業者選考委員会の中で壊したわけでしょう。違いますか。27年度も、また話戻りますけどね、27年度と28年度、27年度は1者しかS Iがいなかったから1者でしましたと。じゃ、そのとき手持ちでないI等級が何者おりましたかとお尋ねしましたよね。そのときには4者おりましたと。違いますか。あなたが言われているのは、あくまでも自分を正当化してるけど、あなたが壊したんでしょう、選考委員会の中で。これはあくまでもS I等級の事案ではありますけども、品質の確保とか、そういうことをその委員会で協議ところ、I等級でも可能だと。だから、同僚議員の質問の中で、そのI等級の業者がその仕事を受注したら、S Iになるんですかと、それはなりませんということで答弁されてたでしょう。だから、あなたが壊してるんですよ。

○副市長

私が壊したとは決して思ってませんが、例のその1者、S Iのとき1者で入れたじゃないかと。その時は、総務委員会で、多少の批判はありましたけど、これからは1者入札もあり得るということをきちっと、確か総務委員会の中で、一部反対もありました。説明も、今の課長じゃなくて、前任の課長のときにですね、やってたと思います。ですから、S Iが1者いたから、その前に落除きの関係で最終的に1つしかないでやったケースが確かあったと思うんですけど、そういう行政の一貫性が、だから1者入札も認めましょうということで。ただ、今回の場合は、S Iの案件で、S Iの事業者さんがいなかったから、あそこを準用して使ったということだけでございますので、その辺だけはご理解をお願いいたします。

○坂平委員

S Iの業者がいなかったって、あなた、いなくはないじゃないですか。第2希望のほうに、昨年度、この入札制度のあり方について、あくまでも第2希望も直近1階級下位に置くということでしたけど、あくまでも、点数で、第2希望については資格を与えますとあって、はっきり、あなたされてあるじゃないですか。だから、昨年、きちっと回答いただいていますよ。第2希望も点数で格付はしなくて、点数であくまでも資格を与えますと、されてますよ。だから、あなたが言われるS I等級がいなかったと。だから、話がまた戻りますけどね。第1希望で、業者がない、万が一、いなくなった場合に、第2希望を指名受け付けされてあるわけでしょう。違いますか。あなたのほうから、執行部のほうから、はっきりとね、格付はしないけど、

点数で資格を与えますと、はっきり言われてますよ。

○副市長

私が言ったかどうかちょっと記憶にございませんけれども、私の認識の中では、第2希望の中には、S Iの格付も、点数でというのと、どう違うかという問題があるかわかりませんが、S Iの格付はしないということですね、私も認識の中では、それは第2希望ですよ、それは、本来の第1希望じゃないから、第2希望で出された場合は、そうしないと。また逆に、点数で格付しておれば、そのS IとS Iという格付じゃなくて、点数でいって、先ほど言いましたように、100点以上あって、15者くらいいるのが、5者くらい漏れてるじゃないかという話もありましたけど、そういうことで、点数だけで、S Iという位置づけまで、点数があるからということで、それは私が答弁したかどうか、私は答弁してないと思いますけども、そういう解釈のもとでやったのだらうというふうには思っております。

○坂平委員

副市長が答弁しなくても、例えば契約課長なり、執行部側からの答弁がそういう、それをきちっと答弁されてますよ。もし、それがあつたらどうされます。会議録、出して。おかしいでしょう、あなたが今言われること。資格は与えますと、点数で与えますと。だから、直近1階級下位におきますというのを改善して、点数で資格をみなしますと、第2希望についてはと。そのときの議論の中で、あなたと、副市長と私が質疑の中で議論したのは、副市長はあくまでもそういうふうな形をすれば、第1希望でだしたところと、直近下位に置くというのと、連動性が出てきますよねと。そこまであなた言われたんですよ。おそらく、記憶があると思います。ただ、あなたが、副市長のほうがあくまでも、指名選考委員会の中で協議をして、報告の中であなたがしなくても、ほかの方が報告の中でされただらうと思いますよ。それは明確に、第2希望も点数で資格を与えますと。そういう捉え方をされて構いませんということで、私は聞いてますよ。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:50

再開 17:04

委員会を再開します。

○坂平委員

市長に再度、お尋ねします。今、長時間にわたって議論をいたしておりますよね。このことについて、再度、委員会に諮問していただいて、再協議をやっていただきたいと思います。最高責任者である市長、ぜひそのあたりをしっかりと、内容は十分に理解されたいと思います。どういうことの議論を今しているかと。一貫性を持って、行政があるべき形のものを、一貫性を、その都度その都度変わった制度を導入して、やっておるわけです。そのあたりが今後、こういう一貫性のないようなことのないようにきちっと制度の見直しをしていただくような形をお願いしたいと思います。

○市長

今の話の流れの中ですね、やり方をいろいろ変えてきたというふうなことで、私、そのもの自体が、ずっとこれに携わってやってるわけじゃないんで、どういうふうな形で変わってきたかということに対しては、完全に理解はできてないんですけども。ただ、等級を1等級下げてっていう、1つのランクに入ってくるということも、それも変更というふうな形でいかなものか。だから、この問題は、いろいろ変えてきたということに対するご質問が中心にあったような感じがしますんで、そういうことはないようにですね、それは委員会の中でしっかり認識してもらってですね、委員長のほうの、質問者から言われる、変えてきたということに対してはどうなのかということとは話さないかんとしますけれども、今方向性として、こうあるべ

きだということは、委員会の中で、しっかり煮詰めたことだと思いますので、質問者のほうに対しては私のご理解をお願いできればということでございます。また、ころころ変わってることに對しては、しっかりその辺は抑え正していきたいと思います。

○坂平委員

基本的に、この事業計画、これは行政が年次事業計画を立ててあるんですよね。年度当初に、1月末までかな、指名受付は。その段階で業者数、格付、これも全部わかると思うんです。年度事業計画はあるわけですから、そのあたりを十分精査されて、発注形態、以前この発注形態のお話をした時にね、業者数に合わせて、行政は発注を、仕事を出してませんよというようなご答弁もありました。でも、基本的に業者数が少ないがために、今回のようなことが発生しておるわけですから、議案質疑の中にもありましたように、この時期に、業者がいないのに、この時期に発注する必要性があったのかと。何度も言いますように、例えば、鎮西小中一貫校、これも言うように7工区にも8工区にも、幾らでも、分散しようと思えばできるわけです。これも、どういった意図でされたかわからんけど、プール、体育館棟にプールをくっつけてみたり、全く、そういう要素がね、ここはこういうふうなことをしなきゃ施工はできませんよとか、というような状況であれば別。答弁の中で、幸袋小中一貫校のときには学校、校舎を利用しながら狭い敷地の中で事業をしなければいけなかったからこういう形をとりましたというようなそのときそのときの言い逃れ、答弁。そういったことにしか聞こえてこないんですよ。だけど、今回、鎮西小中一貫校については、あれだけの、広い敷地の中で業者数が何者入ろうと施工管理、安全管理そういった面は別に問題はないというようなご答弁もあったと思います。それをわざわざね、小さな工区数に、無理やり合わせたのか、意図的にされたのか、わかりません。だから、そのときにも、私がしつこいようですが、蓋然性を持って、あなた方はやられたんですかと言った時に、質問議員言われるとおりですと、いうことで、課長、しっかりと答弁されましたよね。初めから、5者しかいないということわかってて、そういうことをしたというのは、一部、行政主導方の官製談合にしむけたというふうに、新聞報道でもね、いろいろ、容認したとか、いろいろ書かれたように、全くそのとおりでらうと私は思いますよ。

そして、今回の分でしょう。去年は子育てプラザ1者入札、今回は業者がいなかったというふうなことで資格のない業者を格上げした。でも資格のある業者が第2希望でいたわけですから、一貫性を持ってするならば、それをあくまでも続けて、押し通してしておけば、こういった質問もしなくてよかったと思います。だから、この機に、やっぱり、一般競争入札実施要綱運用基準、こういったものも、きちっと、指名受付をする中において、全部、協議は終わりましたと言われるけど、やっぱりこれはきちっと整理は、どこかの部分でしなきゃいかんわけです。誤解を招かないように。そして明確に、どこからどこまではこうですよということをしとかないと、中がぼやとした形で両方、どちらにもとれるような解釈がされるような形のものをとれば、総務委員会のほうに付託案件でしてますよね、入札制度のあり方について。これも、私どもがいくら言っても、あなた方は執行部がその方向に向かなければ、頑と執行権でやられればね、どうしようもないんですよ。そのあたりを、十分、執行部は考えていただいて、やっていただくことが必要だろうと思います。だから、私が先ほどから何度もね、市長どうですかとってお尋ねしてるわけです。あなたに、市長のほうに、最高責任者のほうに聞けば、私はそのことについては余り詳しくないし、中身がよく理解できてないと、部分的にしか理解できていないというようなご答弁のように受けるわけですけどね。そういったことが問題視されてあるんであれば、そのあたりをよく中身を勉強していただいて、是は是、否は否、そういったことをね、きちっと整理をしていただきたいと思います。

長々と委員の皆さん方には長時間にわたって、この入札制度についてのお話をさせていただきましたけど、ほんとにご迷惑をおかけしたという言葉が合うかどうかわかりません。長時間おつき合いいただきまして、ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

きょうは、ランクづけの問題について、報告をされて、それについて、審査をするということなんですけども、そのことについて入る前に、一言だけ申し上げますと、私は、今の飯塚市の入札制度にかかわる問題では、100%落札率に見られるようなですね、高落札率をどう防止するのか。本来、入札に必要な競争性をどう取り戻すのかということこそが問われており、日本共産党としては、仮想の業者の設定による競争性確保ということも提案して、市としても検討中というふうに聞いております。そこで、まずですね、お聞きしたいのは、この工種変更の現在のランク下げの制度によって、それを承知の上で工種変更の手続きをした事例がどれぐらいあるか紹介してください。

○契約課長

26年度から過去3年間の分をお答えしたいと思います。26年度につきましては、全部で4件あっております。土木から建築へ、のり面から交通安全へ、しゅんせつから土木へ、交通安全から土木へ。27年度につきましては、5件あっております。土木から解体へが3件、舗装から土木へが1件、造園から土木へが1件、28年度につきましては、2件あっております。土木からしゅんせつへ、トビ・解体から土木へ。以上です。

○川上委員

その中で、今の制度で1年は1ランク下げということになってるんだけども、その業者の中から苦情が出たことがありますか。

○契約課長

その3年間で仮に土木から解体へ行かれて、当然土木は、格付があります。解体はありません。この翌年にまた解体から土木へ戻られた時に、通常の点数よりも1ランク下の格付になりましたけど、そのときは1度問い合わせはありましたけど、運用基準等をご説明しましたら、納得されたので、それから苦情はあっておりません。

○川上委員

今後ですね、例えば、今2次総合計画作成中ですけども、10年間で何千億円という投資的経費が組まれて、そして事業費にすればもう少し大きい工事発注になっていくことがあると思うんだけども、そうした中でですね、今後、今のランク下げの制度の中で苦情がね、多数、でてくるようなことが想定されますか。

○契約課長

指名受付の際には、当然、格付のある工種から格付のない工種へいった場合、もし仮に戻られる場合については、当然格付が1ランク下がりますということで、その辺のご説明した上で、一応受付としておりますので、今後、そういった形での苦情があることは考えられないかと思えます。

○川上委員

私はですね、この件については総務委員会でもずいぶん質疑もあってね、そして、真剣に執行部も受けとめて、他都市調査も行って、決定をしたことだろうと思うんですよ。日本共産党としてはその決定は尊重したいと思います。それで今後ですね、公共事業、公共工事というのが公共の福祉と住民の福祉に寄与する事業である、したがって、品質の確保も当然つながってくんですけども、と同時に、地元の中小企業の育成、発展に寄与するようなものでなければならぬという2つの点を捉える。その点から、先だってもし申し上げましたけれども、国には国のやり方があるでしょう。県には、県のやり方があるでしょう。各地方自治体には、その地方自治体の歴史、伝統を踏まえた条件を踏まえたやり方があるわけで、ほかの自治体と必ずしも横並びにする必要はなからうと思えます。要は、市民と住民、それから地元の中小業者の声をよ

く聞いてですね、今後、引き続き、適正に公共工事が行われるその制度を維持することだと思います。くどいですが、今の局面で、これまでの制度に何の問題もないと思いますので、ランク下げる話ですよ、と思いますので、変えないという市の態度は支持したいと思います。質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件については、ご了承願いたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 17:19

再開 17:19

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。川上委員から「市有財産の管理について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

市有地のうち、平恒地区の観音寺の市有地、嘉飯山砂利建設に不法占拠されて久しいわけですが、現在裁判中であります。土地明渡し訴訟の民事裁判。それについて、現状、裁判の経過、それから九州電力との問題も生じておりますので、その3つのテーマでお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「市有財産の管理について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定をいたしました。「市有財産の管理について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まずですね、不法占拠の状態、現状について、監視してると思っていますので、お伺いいたします。

○管財課長

市有地の状況について、お答えいたします。現在の市有地上には、砂ふるい機などの機材やプレハブ2棟、砂、タイヤ、そして、重機が1台おいてある状況でございます。また、掘った溝とか法面に置いた砂などはそのままでございます。なお、機械の稼働は現在見受けられません。また、土砂搬出等の大型ダンプ等の出入りもほとんどを見受けられない状況でございます。

○川上委員

今の監視の状況を継続する必要があると思っておりますけど、それについては当然というお考えでしょうか。

○管財課長

10月4日以降、土曜日曜を除く、ほぼ毎日、時間的には不定期でございますが、現地に行って監視をしておりますし、今後も監視をするつもりでございます。

○川上委員

言いにくいことですが、夜間、土日というところが穴になると、思わぬことになりかねないケースがあると思っております。今言った夜間、土日について、どういうふうにしたらよいかを考えておく必要があると、これは指摘をしておきたいと思っております。

それで、すでに、長期間にわたって、不法占拠されて、しかもそれがこの間の確認では、拡大しているという状況ですから、私は、土地保全の仮処分申請をする必要があるのではないかと

ということを提案しております。なかなか皆さんのほうからは、そうですねっていう返事がないんですけど、ルールなんですよ。不動産侵奪罪該当事案についての。ですから、その後、検討されたと思うんだけど、どういう状況になっていますか。

○管財課長

今、委員ご指摘の土地保全の仮処分の申請等につきまして、代理人、顧問弁護士に確認しております。弁護士によりますと、土地に関する仮処分には処分禁止の仮処分、占有権移転禁止の仮処分等がございますが、委員がおっしゃいます、土地保全の仮処分というのは、ちょっと何を意味するのか、ちょっと考えにくいというような回答でございます。また、営業禁止の仮処分、占有地拡大を防止するための仮処分は法的にあり得ますが、今の段階では考える必要はないという見解でございます。

○川上委員

それはですね、国有地の場合、不動産侵奪罪に関する通知が理財局から出ておりますけども、土地の現状が取り返しのつかない状態にされることを防ぐという意味です。ですから、顧問弁護士が何のことかわからないと言われるのは、ちょっと大変、言われているとすればですね、大変驚いたというか。で、皆さん自身が、そのことについて、弁護士に持ち込んで、相談すべき事項だと思います。土地保全なんです。それが、もう皆さんが保全できてない状況、崩されていっている事態はもう掌握されてると思うけども。それで、今度は地下に、夜間、土日、皆さんの目が届きにくいときにそういうことが起こったらいけないでしょう。起こったらいけないですよ。だから、そういうこときちんと監視しながら、これ以上は許さないということで、仮処分申請を提案してるわけです。ぜひ、検討してください。

それから、今言った国の通知との関係でもね、刑事告訴の相談を、刑事告訴すべきだと提案しております。刑事告訴するのは、皆さんにとってもね、自分の足跡、自分のしてきたことをきちんと振り返らないといけないというつらさがあるかもしれません。それから状況によって家宅捜索、書類の押収、そういうこともあるかもしれません。しかし、この問題はね、一方的にというわけにいかないんですよ。不動産侵奪罪該当事項と覚悟を決めて、調べてくださいよ、該当しますよ、100%。刑事告訴して、市民に対する責任を果たさなくてはならない。これをしなければね、飯塚市役所というのはどういうところかということがずっとつきまといま。そこで、それ申し上げた上で、土地明渡し訴訟民事裁判のほうの状況をお尋ねします。

○管財課長

平成28年9月27日開催の総務委員会の場で本件土地明渡し裁判の状況についてご報告をさせていただいておりましたが、それ以降の裁判の進行状況についてご説明させていただきます。

10月4日及び11月15日の2回、弁論準備法廷が開かれております。まず、10月4日の法廷では、裁判所から原告及び被告に対し、和解を行うことについて考慮を求められると同時に、判決を目指す審議も進めるとの考えが示されました。次の11月15日の法廷では、裁判所から、原告飯塚市は和解を行わないため、訴訟を集中して進めるとの方針が示されました。

なお、次回弁論準備裁判は、来年1月13日金曜日午後2時に開かれる予定となっております。

○川上委員

飯塚市はこの間嘉飯山砂利建設とはさまざまな緊張関係にあり、裁判までしてきた間柄ですけども、この業者は市との緊張関係、Aという緊張関係があるのに加えて、Bというのをもち込んでくる。さらにCという緊張関係を持ち込んでくる。そして、総括りで和解でもなんでも相談してくるとい、そういう弁護士抱えてるんですよ。ですから、このことだけでね、皆さんは和解は絶対しないというふうに答弁しているんだけど、そういう総括りで第2、第3のテーマをつくってくるということになってくると、大変でしょう。ですから、それを許さない

というので、先ほどいった監視行動がきちんとなさなければならないということと、和解は絶対しないという覚悟を内外に明らかにしないといけません。密室の中で、和解なんかしませんよというだけではだめです。市民にね、支持を求めていくという点でいえば、私は市報に裁判の現状を報告するとかいうのは当然だと思うんですよ。市民はそれを知る権利が当然あります。自分の財産だから。それから、ということで、和解、そういう意味でしないという、その決意をもう一度、聞かせください。

○管財課長

この和解でございますが、和解は裁判所から示されたものでございますが、10月4日に和解を考慮できないかということで、裁判所から求められたものでございます。それに対しまして、飯塚市で協議いたしまして、これについては、和解に応じないというところで回答いたしまして、裁判所も10月15日の法廷で、原告飯塚市は和解をしないので、いわゆる判決に向けた審議を進めるということの発言がっております。

○川上委員

頑張ってもらいたいと思います。とにかくね、飯塚市が和解すると言わざるを得ないような環境と条件をどうつくっていくのかということで、相手側は来るといいます。非常に緊張してね、頑張ってもらいたいと思うんだけど。

最後にですね、九州電力の関係です。嘉飯山砂利建設に付随してね、飯塚市が争っているのに、相手に争っているのに、九州電力が電力を供給するばかりか、それを口実にして、自分も不法占拠してるという状態が今社会的に見た姿なんです。これはまだ公表というか、広くは知られていません。それで、知らせていく必要があるんだけど、九州電力への申し入れをね、どのように今やっておるのか、お尋ねします。

○管財課長

今、ご指摘の件でございます。10月14日に財務部長、管財課が九州電力を訪れて、まず、電柱等の撤去について求める要望をいたしました。これに対しまして、九州電力といたしましては、電気事業法第18条の縛りがあるので、供給を拒否する「正当な理由」がないかぎり、相手方に対し電力を供給せざるを得ない立場であると、市が求める電柱の撤去はできないので、改めて借地契約を結んでももらいたいというような発言がありました。これに対して、飯塚市のほうといたしましては、契約はできないという話をしております。これにつきまして、飯塚市のほうとしましては、これはそもそも、電力、電灯用ではなく、動力用でわかっておれば貸し付けるようなことはなかったというような話を私たちもやりました。九州電力から、今後、飯塚市に出す申請書につきましては、動力用、電灯用とかいうことをわかるように示して申請をすることができますというような回答を得ております。

○川上委員

今回の場合、供給約款を彼らが九州電力が飯塚市に見せればね、どういうものであったか、すぐわかるんですよ。これはね、電力に関する法律がとか言ってますけど、供給約款に反した行為があったならばね、解除できるわけでしょう。正当な理由がない場合はというふうになってるわけだから、供給約款違反であれば、止めないといけませんよ、九州電力は。さらにですね、九州電力のこの間の行動を見てみれば、公序良俗に反する行為を九州電力が飯塚市に対してもとっていると思います。公益事業体がそういうことしていいのかと。こういう公序良俗に抵触するような行為を九州電力がしていいのかということなんです。それで、九州電力に対しては、道路占用許可との関係もあるんですよ。こちらの線で飯塚市で不都合と判断した場合、申し入れれば、いつでも自費にて撤去しますという誓約書を書いているでしょう、所長が。これ見せてね、道路占用のほうからもね、申し入れをするべきだったと思いますけど、それはされていますか。

○管財課長

10月14日に九電を訪問したのは、まさに今の誓約書の関係もございましたので、委員からご指摘受けておりましたので、誓約書のことについてもですね、まず、この誓約書について、市にとって不都合な所為が確認された場合ということがありましたので、それについても一緒に話をしました。それも含めて、回答はやはり電気事業法第18条の、その縛りがありますと。今、不法占拠のような形になって申しわけないという言葉はでておりましたけど、ただ、今の状況で電柱を撤去したり、止めることはできないという回答でございました。

○川上委員

これが止めることできるんですよ、先ほど言ったようなことを含めて。そうであれば、九州電力が当初から電力事業に関する法律でいろんなことがあっても撤去できない、撤退できないというのを、しないという覚悟を持ってね、飯塚市に誓約書を出したってことになりますよ。こういう法律があるから、供給は続けなければいけないと。でも、飯塚市が何か言われたときには必ず直ちに自費を持って撤去しますって誓約書を出してるんでしょう。出すときからこの誓約書を守らないという決意を込めて書いてるわけでしょう。こういうのをね、天下の九州電力がしているという事実そのものもね、私は市報とか、いろんな機会に捉えてね、公表してしかるべきだと思います。このこと申し上げて質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。